

BTMU

中国月報

第27号 (2008年4月)



CONTENTS

■特集

- ◆ サービス業の発展に関する政策について

■連載

- ◆ 華南新拓展 ～ 華南における新しいビジネススキームを考える」
第7回：「保税區活用編①／保税區企業を委託加工元とするスキーム
加工貿易の実効性」

■経済

- ◆ 中国の輸出は変調をきたしているのか？

■産業

- ◆ 収益低下のなか新たな対応が求められる中国の食用油製造業界

■人民元レポート

- ◆ 2008年第1四半期の人民元為替市場

■スペシャリストの目

- ◆ 投資：中国経済下振れリスクに対する準備シナリオとは？
- ◆ 税務会計：中国の会計・税務
- ◆ 人事：変革期の中国における人事現場の課題と現状－雇用契約－

■MUFG中国ネットワーク





目次

■特集

- ◆ サービス業の発展に関する政策について
三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザー事業部 ……1

■連載

- ◆ 「華南新拓展 ～ 華南における新しいビジネススキームを考える」
第7回：「保税區活用編①／保税區企業を委託加工元とする加工貿易スキームの
実効性」
三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室 ……7

■経済

- ◆ 中国の輸出は変調をきたしているのか？
三菱UFJリサーチ&コンサルティング 調査部 ……10

■産業

- ◆ 収益低下のなか新たな対応が求められる中国の食用油製造業界
三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 ……16

■人民元レポート

- ◆ 2008年第1四半期の人民元為替市場 ……24

■スペシャリストの目

- ◆ 投資：中国経済下振れリスクに対する準備シナリオとは？
三菱UFJリサーチ&コンサルティング（上海）有限公司 ……29
- ◆ 税務会計：中国の会計・税務
プライスウォーターハウスクーパース中国 ……33
- ◆ 人事：変革期の中国における人事現場の課題と現状－雇用契約－
P a s o n a G r o u p ……36

- MUFJ中国ネットワーク ……40



エグゼクティブ・サマリー

特集「サービス業の発展に関する政策について」は、今年3月の全人代で、産業構造高度化の重点対象の一つとして挙げられたサービス業の発展を巡る具体的な政策について解説しています。サービス業の中で外資導入の重点とされるサービスアウトソーシング業に対しては、中国サービスアウトソーシング基地都市の建設等の政府支援や条件に適合したサービスアウトソーシング業への税制優遇を適用しています。また、蘇州工業園区では、実験的に条件を満たす技術先進型サービス業を高新技術企業と認定して同等の税優遇を付与しており、このことは将来的にサービス企業も高新技術企業に含めて優遇されることを示唆しているのではないかと見ています。

連載「華南新拓展～華南における新しいビジネススキームを考える」第7回は、「保税區活用編①」として、華南における加工貿易の委託加工元を香港企業に代わって保税區企業とするスキームの実効性について検討しています。保税區企業が委託加工を行うことの法的根拠については地域により解釈が異なる可能性があるとした上で、実効性について、保税區企業による加工貿易の形態が進料加工の場合は外貨管理制度上の問題が残る一方、来料加工の場合は斯かる問題はないものの、加工元を香港企業から保税區企業にシフトするメリットが少ないと指摘し、今後保税區の外貨管理の自由度が更に高まるタイミングをみつつ、取引集中化、廉価な人件費、ユーザー立地等の観点も踏まえ、委託加工元としての保税區企業の活用時期を探る必要があるとしています。

経済「中国の輸出は変調をきたしているのか？」は、本年2月の中国の輸出の急減速を受け、今後の輸出動向について検討しています。主要輸出品目の数量と単価の推移をみると、輸出金額の伸びが堅調な電気機器、車輛等では、数量の伸びの堅調、単価の上昇のいずれか、あるいは両方の特徴が見られる一方、輸出金額の伸び率が鈍化している機械類、衣類等では、数量の伸び悩みを単価の上昇でカバー出来ていないことを指摘し、先進国の景気減速、中国のコスト優位性の後退は見られるものの、今後世界経済が深刻な不況にならない限り、中国の輸出は電気機器、車輛のような底力のある製品分野に牽引され、当面底堅く推移するものと見ています。

産業「収益低下のなか新たな対応が求められる中国の食用油製造業界」は、中国の食用油製造業界の足元の環境と今後の見通しについて纏めています。中国の食用油市場は外食産業の成長や食肉消費の拡大に伴い中期的に拡大基調にあるものの、政府の価格統制策により原材料価格高騰分の販売価格へのフル転嫁が困難な状況にあること、外資規制により外資単独での増産が凍結していること等から、食用油メーカー、中でも外資系メーカーを取り巻く環境は厳しさを増していると指摘し、参入企業は収益性の改善に向けて、調達、販売面を見直し、原材料調達ルートへの拡充やブランド差異化等これまで以上に踏み込んだ対応策の検討が必要としています。

上海支店人民元レポート「2008年第1四半期の人民元為替市場」は、本年1-3月の人民元対米ドル為替市場のレビューと今後の見通しです。年初来3月末迄に年率換算で17%上昇した人民元/米ドル相場の今後について、①人民元先物為替相場には上昇率のアップが既に織り込み済み、②CPI上昇幅、原油価格の対米ドルの上昇速度が人民元上昇速度を大きく上回っている、③当局の株式市場を配慮した人民元の上昇速度の調整は考え難いことに加え、米ドル相場の不安定さが増していることから、人民元/米ドル相場に更なる上昇余地があると見ています。但し、人民元高に伴う外貨準備の含み損というコストを人民銀行がどこまで耐えられるかも今後の焦点であるとしています。

スペシャリストの目

投資「中国経済下振れリスクに対する準備シナリオとは？」は、中国を巡る環境が急激に変わりつつある中で、日本企業が想定しておくべき今後の中国経済のパターンとその対応方針について纏めています。想定される経済変化のパターンとして①高成長経済、②成長やや鈍化、③急激な停滞の3つをあげ、このうち②と③への対応として①単純撤退、②追加投資、③M&Aによる積極拡大の3つのシナリオを提示した上で、これらのシナリオを中期計画や定期的レポートに織り込むことが必要であり、さらにこれらの戦略を実践する為の基礎体力を身につけていることが前提であると指摘しています。

税務会計「中国の会計・税務」は、会計、税務について、日系企業からの質問の多いテーマを取り上げ、Q&A形式で解説しています。具体的には、①有給休暇引当金の計上方法について、②新企業所得税法の経過措置 - 外国投資者への配当に対する所得税の源泉徴収、5年間の税率経過処置、再投資による税金還付、利息及びロイヤルティーに対する免税、についてです。

人事「変革期の中国における人事現場の課題と現状 - 雇用契約」は、本年1月より施行された労働契約法が日系現地法人の雇用と雇用契約に及ぼす影響について、アンケート調査に基づいて考察しています。従業員数については雇用リスクの増大懸念より事業拡大の為の増員意欲の方が強く見られる傾向を挙げ、雇用契約については解雇リスク回避をメリットとする間接雇用より人事管理の裁量自由度がより高い直接雇用を選択する比率が増加していると、今後は中国事業における効率的な人員確保と管理の為の雇用形態の選択が大きな課題になると指摘しています。



サービス業の発展に関する政策について

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
国際事業本部海外アドバイザー事業部
顧問 池上隆介

今年3月の全国人民代表大会（第16期第1回会議）で温家宝総理が行った政府活動報告では、2008年の経済政策について、物価上昇と投資過熱という緊急課題に対して金融引き締めを含むマクロコントロールを強化することが第1に挙げられ、これに多くの注目が集まっているが、ここではその他の政策の中で述べられているサービス業に着目し、その具体的な政策について紹介したい。

サービス業の発展についての基本方針

今回の政府活動報告では、産業構造高度化の重点対象の1つとして、「サービス業、特に現代サービス業の発展を加速する」ことが挙げられ、また対外開放のパートでは重点分野の1つとして、「サービスの輸出を拡大し、サービスアウトソーシングを発展させる」と述べられている。これらは、昨年の中人代の政府活動報告でも言及され、その後、国務院からサービス業の発展についての具体的な目標・重点を示した文書が発表された。（注1）

その文書では、次のような数値目標が掲げられている。それは、GDPに占める比率を2010年に2005年比で3ポイント上昇させ（2005年の第三次産業のGDP比率は約40%）、2020年までに50%超とする。また、サービス業就業者の全就業者に占める比率を4ポイント引き上げ（2005年の第三次産業の就業者比率は約31%）、サービス貿易額を4000億米ドル（2005年は1571億米ドル）にする、というものである。これらの数値は、サービス貿易額を除き、先進諸国に比べて大きな差がある（注2）。それが、サービス業を発展させることは経済の持続的成長にとって不可欠と認識される所以だろう。

また、発展させるサービス業については、生産向けのサービス業と民生向けのサービス業に分けて重点業種が挙げられている。生産向けのサービス業としては、業務アウトソーシング、運輸業、情報サービス業、ソフトウェア、金融サービス業、科学技術サービス業、ビジネスサービス業（法律・コンサルティング、会計・監査、技術コンサルティング、認証・認定、信用評価、広告・展示会など）があり、民生向けのサービス業としては、公共事業、不動産及び管理サービス、地域サービス、家事サービス、老人向けサービス、その他教育、医療・衛生、新聞・出版、郵便、通信、放送・映像、観光、文化、体育、娯楽が挙げられている。

ただし、外資導入については、慎重な姿勢が示されている。WTO加盟時のサービス貿易分野の開放についての承諾に従って外資サービス業を奨励するとしながらも、広範な国内産業との関係に配慮することや、法律法規を整備すること、国際競争力のあるサービス企業の育成を図ることなどが述べられている。重点業種としては、サービスアウトソーシングが例示されるにとどまっている。

なお、外資のサービス業の奨励業種については、昨年12月1日付で改訂された「外商投資産業指導目録」に具体的に示されている。（表1をご参照。）



表1 「外商投資産業指導目録」に記載される奨励類サービス業

| |
|--|
| <p>六、卸売及び小売貿易業</p> <p>1. 一般商品の配送</p> <p>2. 現代物流</p> <p>七、リース及びビジネスサービス業</p> <p>1. 会計、会計監査（合作及び組合制に限る）</p> <p>2. 国際経済、科学技術及び環境保護情報のコンサルティングサービス</p> <p>3. サービスアウトソーシング方式によるシステム応用管理及び保護、情報技術サポート管理、銀行バックステージサービス。財務決算、人材サービス、コンピュータソフト開発、コールセンター、データ処理等情報技術サポート及び業務フローチャートのアウトソーシングサービス</p> <p>八、科学研究、技術サービス及び地質探査業</p> <p>1. バイオプロジェクト及びバイオ医学プロジェクト技術、バイオエネルギー開発技術</p> <p>2. 同位元素、輻射及びレーザー技術</p> <p>3. 海洋開発及び海洋エネルギー開発技術、海洋化学資源総合利用技術、関連製品開発及び精密深加工技術、海洋医薬及び生物化学製品の開発技術</p> <p>4. 海洋監査測定技術（海洋の波、気象、環境監査測定）、海底探査測定及び大洋資源探査評価技術</p> <p>5. 海水淡水化後の海水を総合利用した製塩、カリウム、臭素、マグネシウム、リチウムの抽出及びその深加工等海水化学資源の高付加価値利用技術</p> <p>6. 省エネルギー開発技術</p> <p>7. 資源再生及び技術を総合利用し、企業の生産過程で発生する排出物を再利用するための技術開発及びその応用</p> <p>8. 環境汚染管理及び監督測定技術</p> <p>9. 化繊生産の省エネルギー化、液体・気体・固体の三種類の廃棄物管理のための新技術</p> <p>10. 砂漠化防止及び砂漠管理技術</p> <p>11. 牧草と家畜とのバランスを取るための総合管理技術</p> <p>12. 民間用衛生応用技術</p> <p>13. 研究開発センター</p> <p>14. 高新技術、新製品開発及び企業孵化センター</p> <p>九、水利、環境及び公共施設管理業</p> <p>1. 総合水利ターミナルの建設及び経営（中国側のマジョリティ出資）</p> <p>2. 都市の封鎖型道路建設及び建設</p> <p>3. 都市地下鉄及び電車等軌道交通の建設及び経営（中国側のマジョリティ出資）</p> <p>4. 汚水、ごみ処理場、危険物廃棄物処理場（焼却場及び埋立場）及び環境汚染管理施設の建設及び経営</p> <p>十、教育</p> <p>1. 大学以上の高等教育機関（合弁及び合作に限る）</p> <p>十一、衛生、社会保障及び社会福利業</p> <p>1. 高齢者、身体障害者及び小児サービス機関</p> <p>十二、文化、スポーツ及び娯楽産業</p> <p>1. 演出場所の経営（中国側のマジョリティ出資）</p> <p>2. 体育館、運動場の経営、トレーニングジム、競技演出及びスポーツ研修及び仲介サービス</p> |
|--|

(注) 各業種の番号は、目録のまま。



サービスアウトソーシングに関する政策

外資導入の重点とされるサービスアウトソーシングについては、商務部が発布した「千百十工程」に関する通知に基本的な発展方針が示されている（注3）。「千百十工程」とは、第11次5ヵ年計画期間に国際競争力を持つ10のサービスアウトソーシング基地都市を建設し、世界的に有名な多国籍企業100社のアウトソーシング業務を中国に移転させ、国際規格を持つ大中型サービスアウトソーシング企業1000社を育成するというプロジェクトのことである。

なお、サービスアウトソーシングとは、ITアウトソーシング（ITO）と業務プロセスアウトソーシング（BPO）のことで、これには業務改革アウトソーシング、業務プロセスサービスアウトソーシング、応用管理・応用サービスなどビジネス応用プロセスアウトソーシング、基礎技術アウトソーシング（IT、ソフトウェア開発設計、技術開発、基礎技術プラットフォーム・管理統合）などを含むとされている。

上記のプロジェクトを実現するため、商務部など関係部門が人材訓練、国際規格認証取得（注4）、「中国サービスアウトソーシング基地都市」の建設などの面で支援を行うとされている。特に、「中国サービスアウトソーシング基地都市」については、商務部と情報産業部が一部の都市を認定し、マクロ政策、計画策定、人材訓練、企業誘致、政府部門間調整などの面で支援するほか、金融面でも専用の基金や国家開発銀行の借款を提供すると具体的に述べられている。

その認定条件は、商務部と情報産業部の別の通知に定められており、都市内に国家級経済技術開発区やソフトウェア産業の基地・園区があること、すでに50社以上の一定規模のサービスアウトソーシング企業があること、大学や研究機関が集中していて人材供給が可能なことなどとされている（注5）。中国の各種報道によれば、今年2月までに上海、西安、大連、深セン、成都、北京、杭州、天津、南京、武漢、済南、合肥、広州、長沙の14都市が基地都市に認定されたほか、蘇州工業園区、太湖保護区、大慶サービスアウトソーシング産業園、南昌高新技术産業開発区の4ヵ所が単独のモデル地区に、また中国サービスアウトソーシング（天津）訓練センターが専門の訓練センターに認定されたという。

しかし、国際的なサービスアウトソーシング業務に従事している企業は、2007年末で826社（従業員は合計8万人余）にとどまっている（注6）。これは内資企業と外商投資企業の両方を含んでいると見られるが、外資にとってはこの分野での進出の可能性が大いにあることを示している。

サービス企業に対する税の優遇

今年から新しい「企業所得税法」が施行され、優遇措置が以前から大幅に変わった。税法や実施条例では具体的な扱いが不明だったが、最近になって国務院などから関係の通知が出され、徐々に明らかになってきた。その中には、サービス企業に関係する内容も含まれている。

まずソフトウェア生産企業については、新税法の下でも基本的に従来の優遇が引き続き適用されることになった。これは、今年2月の財政部と国家税務総局の通知による（注7）。即ち、①増値税の即時徴税・即時還付政策により還付された税額をソフトウェア製品の研究開発及び拡大再生産に使用した場合、その所得に対しては企業所得税を徴収しない（注8）、②新設企業に対しては、認定により「二免三半減」とする、③国の計画配置内にある重点ソフトウェア生産企業に対しては、免税が適用されていないときは10%の税率を適用する、④企業の従業員訓練費用は、実際に発生した額により所得控除を認める、⑤ソフトウェアを購入した企業に対しては、主管税務機関の認可により固定資産または無形資産として計上する場合の償却期間を最大2年まで短縮することを認める、というものである。なお、企業所得税の優遇のほかにも、自己使用設備及び技



術・部品・予備部品を輸入する場合の輸入関税・増値税の免除の優遇も引き続き適用される。

このソフトウェア生産企業は、サービスアウトソーシング企業も条件に適合すれば認定を受けることができると見られる。現行の認定基準は、①コンピュータソフトウェアの開発・生産、システムインテグレーション、応用サービス及びその他の応用技術を経營業務とし、かつ主な収入としていること、②自ら開発したソフトウェアまたは自ら知的財産権を有するソフトウェアを1種類以上持ち、または資格等級認証を通じてコンピュータ情報システムインテグレーションなどの技術サービスを提供すること、③ソフトウェア製品開発及び技術サービスの人員数が従業員全体の50%を下回らないこと、④ソフトウェア技術・製品の研究開発費が年間ソフトウェア収入の8%以上有ること、⑤年間のソフトウェア販売収入が企業の総収入の35%以上で、うち自ら生産したソフトウェアの収入がソフトウェア販売収入全体の50%以上あることなどで、その認定は基本的に地方のソフトウェア協会団体が行う。(注9)

また、サービス企業一般に対する税の優遇についても、3月に国務院からサービス業発展政策に関する文書が發布され、その中で次のような指針が示された。(注10)

①サービス企業の研究開発費用について、実際に発生した額により企業所得税の控除を認める。

(企業所得税法では、費用などの合理的支出は所得控除ができると規定されているが、サービス企業の研究開発費については規定がない。)

②蘇州工業園區の技術先進型サービス企業の発展を奨励する企業所得税、営業税の政策試験を加速し、ソフトウェア開発、情報技術、知的財産権サービス、技術コンサルティング、技術普及、サービスアウトソーシング、現代物流などの奨励類生産性サービス業の発展を図る税優遇の政策実験を積極的に拡大する。

③自主革新、省エネ・排出削減、資源節約利用などのサービス業に対する税優遇を拡大する。(企業所得税法では、環境保護・省エネについてはプロジェクトに従事して得た所得に対する減免、資源综合利用については製品の生産により得た所得に対する控除が規定されているが、サービスについては規定がない。)

④サービス分野の個人所得税について、総合課税方式と分離課税方式を結合した制度試験を実行する。(現行の個人所得税制は分離課税方式。)

⑤雇用が多く、資源消費と汚染排出が少ないサービス企業に対して、雇用者数に応じた補助または企業所得税の優遇を付与する。

なお、これらの優遇については、早期に財政部、国家税務総局が関係部門と具体的な規則を制定、実施するとされている。

蘇州工業園區での税の優遇

上記のサービス企業に対する税の優遇のうち、特に注目されるのは②である。蘇州工業園區での技術先進型サービス企業に対する税優遇とは、一定の条件に適合するソフトウェア、技術開発・設計、情報技術、サービスアウトソーシングなどの「技術先進型サービス企業」(詳細は表2のとおり)を高新技術企業と認定し、それと同等の税優遇を付与しているもので、財政部などの通知により2006年7月から実施されている(注11)。優遇の内容は、当初は①企業所得税の税率を15%とする、②実際に発生した合理的な賃金支出について税前控除を認める、③従業員の教育費用について当年の賃金総額の2.5%以内で税前控除を認める、というものだったが、2007年7月からは従業員教育費用の控除比率が8%に引き上げられ、また新たに国際サービスアウトソーシング業務で取得した収入に対して営業税が免除されている。上記の国務院の文書では、優遇の対象範囲を「技術先進型サービス企業」から知的財産権サービス、技術コンサルティング、現代物流など



の「奨励類生産性サービス企業」に拡大することが述べられている。

新しい企業所得税法では、高新技術企業は 15%の税率が適用するとされているが、現時点ではその対象となる「国家重点支援高新技術分野」や高新技術企業の認定規則が発表されていない。蘇州工業園区での試験は、将来的にはサービス企業についても高新技術企業に含めることを示唆しているように思われる。

表2 技術先進型サービス企業の対象範囲と認定条件

| |
|--|
| <p>1. 対象範囲</p> <p>①ソフトウェア開発・サービス企業：産業応用ソフトウェア、プリンストールソフトウェア、顧客からのソフトウェア受注開発、ソフトウェア技術サービスを含む。</p> <p>②製品技術開発・工業設計サービス企業：製品の生産技術研究開発、製品デザイン設計、構造設計、金型設計サービスを含む。</p> <p>③情報技術アウトソーシングサービス企業：システム操作、システム応用、基礎情報技術アウトソーシングサービスを含む。</p> <p>④技術的業務プロセスアウトソーシングサービス企業：企業内部管理、業務操作、応用管理などでのデータ構築・処理・分析などのデータベース管理及び情報化サービスを含む。</p> <p>2. 認定条件</p> <p>①企業の登記地及び業務場所が蘇州工業園区内にあること。</p> <p>②企業法人資格があり、直近2年の輸出入業務管理、財務管理、税務管理、外貨管理、税関管理などの面で違法行為がなく、企業の業務が安定拡大していること。</p> <p>③大学・高等専門学校以上の学歴を持つ従業員が全体の70%以上いること。</p> <p>④上記1.の範囲内の技術先進型サービス業務収入が当年の企業総収入の70%以上あること。</p> <p>⑥サービスアウトソーシングに従事する企業は、関連の国際規格認証を持ち、国外の顧客とサービスアウトソーシング契約を締結し、国際サービスアウトソーシング業務収入が当年の企業総収入の70%を下回らないこと。</p> |
|--|

(注1) 「国务院のサービス業の発展加速に関する若干の意見」(国発[2007]7号、2007年3月19日発布・実施)

(注2) 例えば、日本の第三次産業のGDP比率は2005年で約73%、就業者比率は同じく約68%である。サービス貿易額は2445億米ドルで、米、独、英に次いで第4位、中国は第8位となっている。

(注3) 「商務部のサービスアウトソーシング“千百十工程”の実施に関する通知」(商資発[2006]第556号、2006年10月16日発布)

(注4) アウトソーシングの国際規格としては、ソフトウェア開発能力成熟度モデル(CMM/CMMI)、人材資源成熟度モデル(PCMM)、情報セキュリティマネジメント標準(ISO27001/BS7799)、ITサービスマネジメント(ISO20000)米国公認会計士協会の監査基準(SAS70)が挙げられている。

(注5) 「商務部、情報産業部の“中国サービスアウトソーシング基地都市”認定業務展開の関係問題に関する通知」(商資函[2006]102号、2006年9月11日発布)

(注6) 「我が国の国際サービスアウトソーシング業務に従事する企業はすでに826社に達する」(新華網ニュース記事、2008年2月10日)

http://news.xinhuanet.com/newscenter/2008-02/10/content_7585403.htm



- (注7)「財政部、国家稅務總局の企業所得稅の若干の優遇政策に関する通知」(財稅[2008]1号、2008年2月22日發布、同年1月1日實施)
- (注8)「増値稅の即時徵收・即時還付政策」とは、増値稅一般納稅人のソフトウェア生産企業を対象に2010年末まで適用されるもので、自社で開發、生産したソフトウェア製品を販売した場合に、17%の法定稅率で徵收した後、實際の稅負擔が3%を超える部分を還付する優遇措置をいう。これは、「國務院のソフトウェア産業及び集積回路産業發展の若干の政策の印刷・發布に関する通知」(國發[2000]18号、2000年6月24日發布・實施)に定められている。
- (注9)「情報産業部、教育部、科學技術部、国家稅務總局の『ソフトウェア企業認定基準及び管理弁法』(試行)の印刷・發布に関する通知」(信部聯產[2000]968号、2000年10月16日發布・實施)
- (注10)「國務院弁公庁のサービス業發展加速の若干の政策措置に関する實施意見」(國弁發[2008]11号、2008年3月13日發布)
- (注11)「財政部、国家稅務總局、商務部、科學技術部の蘇州工業園區における技術先進サービス企業發展獎勵の試験業務實施の關係性策問題に関する通知」(財稅[2006]147号、2006年12月31日發布、同年7月1日實施)

以上

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際事業本部 海外アドバイザー事業部

住 所：東京都千代田区大手町1-1-1 三菱東京UFJ銀行 国際業務部気付

E-Mail：r-ikegami@murc.jp

TEL：03-5252-4019



「華南新拓展 ～ 華南における新しいビジネススキームを考える」

第7回：「保税区活用編①」

／保税区企業を委託加工元とする加工貿易スキームの実効性」

三菱東京 UFJ 銀行
香港支店 業務開発室
支店長代理 江上 昌宏

本連載では「華南新拓展」と題して、広東省を中心とした“華南における新しいビジネススキーム”を考えています。これからは、前回まで述べてきた華南経済圏の動向をベースに華南で活用できる個別のビジネススキームを考えていきます。今回は、保税区企業を加工貿易の委託加工元とするスキームについて、その実効性を含めて検討してみます。

1. 華南地域での保税区活用を再考する

「保税区活用編」では、華南地域の保税区企業の活用について考えます。保税区は、外商投資商業領域管理弁法（8号令）が施行される以前より、100%出資の販売・卸売会社の設立が認可されてきた地域であったことや、輸出入公司や交易市場等を通して事実上の人民元取引が認められた地域であったことなども手伝って発展してきたのは周知の通りです。ただし、華南地域では、香港という至便性の高い自由貿易地域を抱えるなかで、同地域の保税区（主要保税区は福田、広州）や保税区にある企業を香港の優位性の確保を図りつつ、上手に活用するスキームを考えることが長年の課題のひとつとなってきました。華南の場合、自由貿易港の香港との距離が近く、販売機能を担える香港現法を既に有していた企業が多かったことに加え、加工貿易による輸出主体の外貨取引が中心で人民元取引ニーズが華東地区などと比べれば少なかったことから、保税区の利用は必ずしも進んでこなかったと考えることができるでしょう。しかしながら、最近では、香港でのオフィスレントや人件費の上昇圧力に加え、中国への営業比重の高まりがあるなか、香港から中国へ機能の一部移管を検討する企業も増えてきています。そこで、こうした香港機能の移管等を視野に入れた華南地域の保税区の活用方法を改めて考えてみたいと思います。

2. 保税区企業を委託加工元とする加工貿易スキームの法的根拠

まず、今回は、保税区企業を委託加工元とする加工貿易スキームをみてみます。通常、加工貿易の委託加工元は中国以外の海外企業を原則としますので、華南地域では、税制メリット等を有し、中国との距離が最も近い海外である香港が委託加工元に選ばれるケースが多くみられてきました。保税区企業が委託加工元になることは、今まで香港企業が担ってきた一部機能を代替できるということですが、法的に保税区企業が委託加工元となれるかどうかを明確に定めた規定がないため、判然としない面があるとされてきました。

保税区企業が自ら加工貿易に従事する場合、一般に加工貿易取引に関する定義及び管理手続きなどを定めた「加工貿易審査認可管理暫定弁法」（外経貿政発【1999】314号）及び保税区企業の税関上の管理手続きなどを定めた「保税区税関監督管理弁法」（税関総署令【1997】65号）の主



要な2つの規定をベースに考えていく必要があると思われます。暫定弁法では、保税区企業が加工貿易取引の委託元となれる根拠について明確に触れられた部分はありません。ただし、同暫定弁法の第37条では「保税区企業が加工貿易を行う場合、銀行保証金台帳制度を実行せず、『保税区税関監督管理弁法』に従い執行する」とありますので、同管理弁法にその根拠を求めることになります。同管理弁法をみると、第23条によれば、「区内加工企業が非保税区企業に加工委託を行う場合、事前に税関の認可を取得することに加え、①保税区内に生産場所を有し、すでに正式に加工業務を行っていること、②非保税区企業に委託する加工業務については、主要な加工プロセスを保税区内で行うこと、③非保税区企業に加工業務を委託する期間を6ヵ月とすること」といった条件があり、生産場所を有する加工型企業の場合は想定されていますが、貿易型企業等についての言及がありません。このため、同管理弁法では、生産場所を有しておらず、企業の皆様からも関心の高い貿易型企業や物流型企業による加工が想定されていなかったという見方もできるかもしれません。

しかしながら、貿易型等の保税区企業が委託元となる加工貿易の法的根拠を探して行くと、やや細かい規定になりますが、「税関の対外貿易輸入に関わる銀行保証金台帳制度の試用期間における対外経済貿易部門の審査批准管理についての実施細則」（外経貿政発【1995】791号）に求めることができそうです。同実施細則の第9条によれば「保税区企業は、保税区外の地区との間で加工貿易を行う場合、境外企業(中国本土外に所在する企業)とみなし、加工貿易経営権を有している企業と契約を締結のうえ、関係する対外経済貿易主管部門の審査批准を受けるものとする」とあります。これに従えば、保税区企業は、境外企業とみなされ、認可を得れば加工貿易を行うことが出来るとみることもできるでしょう。この実施細則はやや古いものなので、現在も本当に有効か否かという点が気になりますが、以下の通り、実施細則が現状でも適用されていると考えられる根拠はあります。まず、実施細則は、第1条の条文中で「加工貿易輸入原材料・部品に対して試行する銀行保証金台帳制度に関する国务院の回答」（国函【1995】109号）などに基づき定められるとしていますが、先述した暫定弁法（外経貿政発【1999】314号）も、第1章総則の第1条で、同じ109号回答（国函【1995】109号）を基に制定されており、現在、同回答の廃止等がなされていないことを考えると、現時点でも実施細則は有効とみることもできるでしょう。また、一部の当局からも、同実施細則を根拠に貿易型等の保税区企業を委託元とする加工貿易の実現が可能との意見も得ています。もっとも、実施細則、暫定弁法（外経貿政発【1999】314号）は、旧対外貿易経済合作部である商務部主管部門が法律の解釈権を持つとされているので留意が必要です。特に、実施細則の第11条によれば、「同細則は、寧波、蘇州、東莞市において展開される加工貿易に適用する」として適用地域を限定しています。従って、地域によっては、その解釈が変わる可能性も念頭に置いておく必要があるようです。

3. 保税区企業を委託加工元とする加工貿易スキームの実効性に関する留意点

保税区企業を委託元とする加工貿易スキームは法的に可能としても、実効性についても、留意すべき点があります。

保税区企業が委託元となる加工貿易を成立させるには、各委託先の税関、外貨管理局の確認・



認可作業を得る必要があります。税関及び外貨管理局の発布文書のなかでも同取引に対して言及したものがないのが実情ですので、個別に確認が欠かせないことになります。

また、実務上も、来料加工と進料加工という取引形態に分けて保税區企業が委託元となることを考えると、特に進料加工の場合にハードルがあると考えます。

進料加工の場合、部品決済は、加工先が保税手冊で輸入するので問題ありませんが、製品決済は、中国国内の保税區企業から委託加工先に対し行われるため、最終的に加工貿易の貨物が輸出された代金を受け取ったとみなされず、同加工先による代金受領の照合抹消（核銷）手続きが出来ないとみられるからです。

一方、来料加工の場合は、保税區企業から加工先への加工賃支払いのみで、上記輸出通関金額と送金金額を照合する必要がないため、実務上の問題が発生する可能性は低いと考えて良いでしょう。もっとも、来料加工の場合、そもそも香港企業から保税區企業に加工元をシフトするメリットがあるか否かという点があります。昨年10月に「保税監督管理区域外貨管理弁法」が施行され、保税區的厳しい外貨管理政策も幾分緩和されましたが、香港との客先との決済が中心であれば、敢えて決済上の制約の残る保税區企業にシフトするメリットはないかもしれません。また、一般的な来料加工形態の場合、日本のタックスヘイブン対策税制の適用対象となる点に留意する必要があります。これに加え、中国本土でも、2008年1月以降は、一般企業の企業所得税率が25%に調整されましたので、保税區企業の活用は税制面からもあまりメリットは期待できません。このため、ボトルネックとなる保税區的外貨管理の自由度がさらに高まったタイミングをみながら、取引集中化や廉価な人件費、よりユーザーに近いという観点などで保税區を加工元とする時期を探るといった展開を考えていく必要があります。

次回も、保税區活用編②として、華南地区の保税區企業の活用手法を考えます。

以上

文章中の記載事項は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう宜しくお願い申し上げます。その他専門的知識に係る部分については、必ず貴社の弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談の上ご確認下さい。

(本稿は香港の週刊紙香港ポスト 2008年2月22日号掲載内容を改訂したレポートです)

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室

住所：8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

Email：Masahiro_Egami@hk.mufg.jp

TEL：852-2823-6991 FAX：852-2823-6744



中国の輸出は変調をきたしているのか？

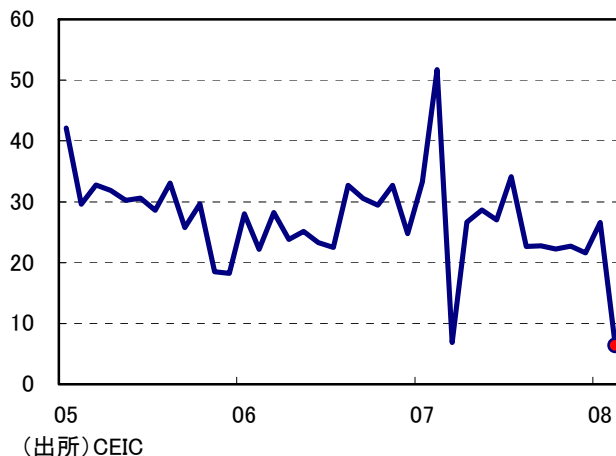
三菱UFJリサーチ&コンサルティング
調査部 研究員 野田麻里子

1. 急減速した2月の輸出

2月の輸出は前年比6.4%増と急減速した。2007年3月にその前月の駆け込み輸出の反動から伸び率が同6.9%増に鈍化した以外、中国の輸出はこれまで概ね前年比20%を上回るペースでの拡大が続いていただけに2月の一桁台の伸び率は驚きをもって受け止められた(図表1)。

2月単月の急減速には50年ぶりと言われた大雪による生産・物流の混乱といった一時的な要因が大きく影響している可能性がある。しかし同時に主要市場である米国の景気減速、今年年初来これまでにない速いテンポで進む人民元高、さらに貿易黒字削減のための政府による輸出抑制策など様々な要因の影響がここにきて一気に顕在化した可能性もある。果たしてこのまま中国の輸出は失速してしまうのだろうか。中国の最近の輸出動向についての分析をもとに以下、検討してみた。

図表1. 急減速した中国の輸出
(前年比、%)



2. 2月は米国向けをはじめとする先進国向け輸出が総じて鈍化

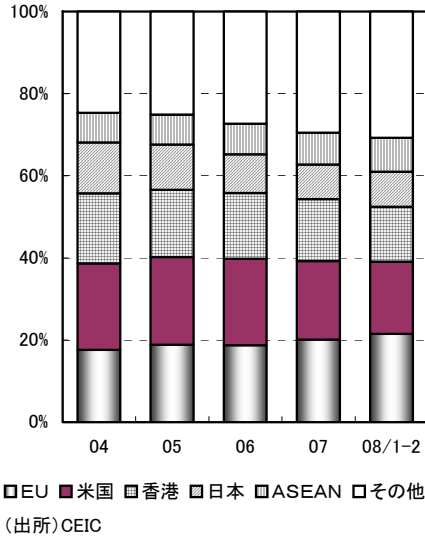
まず輸出相手国別の動向を見てみると、2月は前年比5.3%減となった対米輸出の鈍化が目立つものの、EUや日本向けもそれぞれ同1.2%増、同2.9%増と前年比一桁台に大幅鈍化しており、総じて先進国向け輸出が不振であった。これに対してASEAN向けが同21.1%増、韓国同26.0%増、インド同28.0%増、ロシア同28.4%増、ブラジル同45.1%増など新興国向けの輸出は依然として前年比二桁増ペースで堅調に推移しており、両者で明暗が大きく分かれた形となった。

一方、輸出相手国・地域別の構成比は今年1~2月分についてもEUと米国で4割近くを占めるという状況に変化は見られない(図表2)。ただし、①2007年に最大の輸出相手国が米国からEUに入れ替わり、また②日本のシェアが徐々に低下する一方でASEAN並びにその他の従来は主要市場でなかった地域のシェアがゆっくりと拡大しつつある。

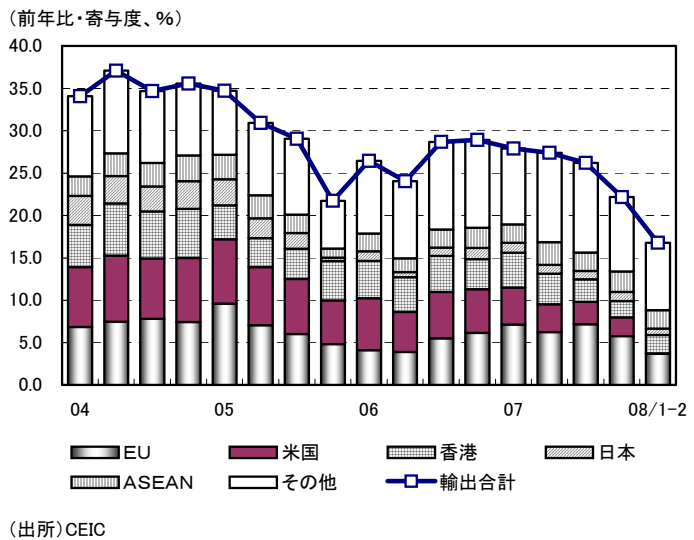


実際、輸出伸び率に対する米国（並びに日本）の寄与度は 2005 年以降低下傾向にある（図表 3）。つまり中国の対米輸出の変調はサブプライムローン問題が表面化する以前から始まっている。足元、こうした基調的な変化に米国景気の減速要因が加わって対米輸出の大幅な落ち込みがもたらされたと考えられる。

図表2. 主要輸出相手国別シェアの推移



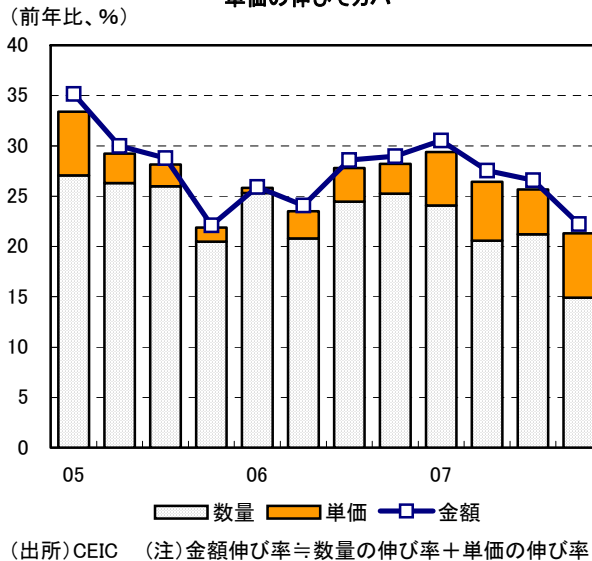
図表3. 主要輸出相手国地域別輸出寄与度の推移



3. 最近の輸出のもうひとつの特徴～数量の伸び悩みと単価の上昇

ところで最近の傾向としてもうひとつ注目されるのが輸出数量の頭打ち傾向を輸出単価の上昇でカバーする形で結果として輸出金額が前年比 2 割増のペースで推移している点である（図表 4）。輸出単価の上昇は輸出品の高級化・高付加価値化が進んでいることを示唆している可能性がある。しかし、一方で中国の生産コストの上昇を反映しているだけでその結果「安さ以外に競争力がない中国の輸出（新華社）」の数量の伸びが抑えられる原因となっている可能性もある。

図表4. 数量の伸び鈍化を単価の伸びでカバー

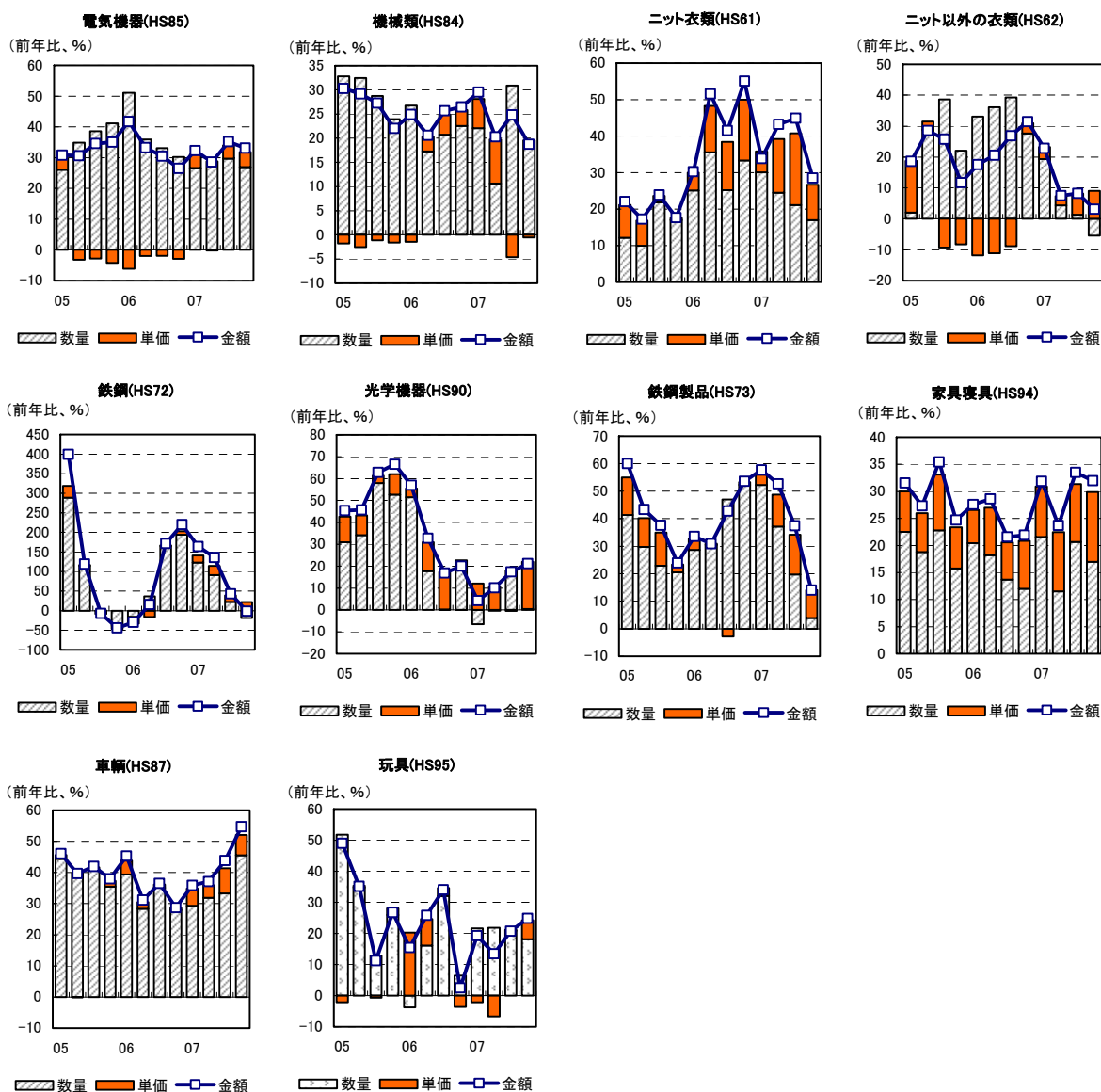




そこで2007年の輸出実績の上位10に入る主要輸出品目(HS二桁分類)について同様に数量と単価の推移を見てみたのが図表5である。これを見ると輸出の約4分の1を占める電気機器(HS85)は数量ベースで堅調が続いているうえに足元は単価の上昇も加わって金額ベースで前年比3割増が維持されていることがわかる。また車輛(HS87)は数量の伸びに単価の上昇が加わり金額ベースでは一段と伸びが加速している。光学機器(HS90)の輸出は一旦大幅に鈍化したものの2007年に入って数量と単価の伸びが交互に輸出金額の伸びをもたらしている。家具・寝具(HS94)は数量の伸びの頭打ち傾向を単価の比較的高い上昇でカバーしている。玩具(HS95)も直近にはやや同様の傾向が見られる。

これに対して機械類(HS84)、ニット衣類(HS61)、ニット以外の衣類(HS62)は数量の伸び悩みを単価の上昇でカバーできずに輸出金額の伸び率鈍化が続いている。一方、鉄鋼(HS72)並びに鉄鋼製品(HS73)については輸出抑制策により輸出そのものがほぼ停止状態にあることがわかる。

図表5. 主要輸出品目の数量並びに単価の前年比の推移



(出所)CEIC



次に数量の拡大あるいは単価の上昇によって輸出金額の伸び率維持が可能な品目とそうでない品目の差をもたらしている要因をより詳細な品目構成（HS 四桁分類）と輸出相手国構成から考えてみた（政策によって輸出が抑え込まれている鉄鋼、並びに鉄鋼製品は分析対象から外した）。

後掲の図表7並びに図表8からは輸出金額の伸びが好調な品目では需要に合わせた品目のシフトあるいは新規市場の開拓による需要の発掘のいずれか、あるいはその両方が見られることがわかる。逆にジリ貧傾向にある品目は品目構成も市場構成も変化に乏しいようである（図表6）。

図表6. 主要品目別の詳細品目・市場構成の変化と輸出の現状

| HSコード/品目 | 2007年の輸出シェア | 品目構成 | 市場構成 | 輸出の現状 |
|--------------------|-------------|---|---|---|
| 85 電気機器 | 24.7% | 大幅に変化。 | 輸出相手国構成に大きな変化なし。 | ⇒ 市場の需要動向に合わせた品目シフトで輸出数量の高い伸びを維持していると見られる。◎ |
| 84 機械類 | 18.8% | 07年に印刷機器(HS8443)のシェアが拡大した以外小。 | 新規市場の開拓がゆっくりと進んでいる。 | ⇒ 品目に変化乏しくジリ貧傾向。△ |
| 61 セーター・Tシャツ等ニット衣類 | 5.0% | 変化小。 | 新規市場の開拓が進む。 | ⇒ 商品の高付加価値化が進められていると見られるが、品目に変化乏しく数量頭打ちでジリ貧傾向。△ |
| 62 シャツ等ニット以外の衣類 | 3.9% | 変化小。 | 足元ほとんど変化が見られない。 | ⇒ 品目・市場ともに変化乏しくジリ貧傾向。▲ |
| 90 光学機器 | 3.0% | 液晶デバイス(HS9013)のシェアが大幅に拡大。 | 新規市場の開拓がゆっくりと進んでいる。 | ⇒ 液晶デバイスに対する需要拡大を背景に持ち直し傾向。○ |
| 94 家具・寝具 | 3.0% | 変化小。 | 米国をはじめとする先進国への依存度は低下傾向にある。 | ⇒ 新規市場開拓で数量・単価の伸びを維持。○ |
| 87 車輛・同部品 | 2.6% | 車輛部品(HS8708)のシェアが拡大し、自転車(HS8712)に代わって貨物自動車(HS8704)のシェア等が拡大。 | その他の市場のシェアが拡大している。 | ⇒ 市場の需要動向に合わせた品目シフトに加えて新規市場開拓で数量・単価ともに伸びを維持している。◎ |
| 95 玩具類 | 2.2% | 2005年以降構成品目に大きな変化なし。 | 米国市場への依存度は低下傾向にあるがそれでも07年時点で対米輸出が約4割を占めている。 | ⇒ ゲーム機需要の拡大が輸出の堅調を支えていると見られる。○ |

(出所)後掲の図表7, 8をもとに三菱UFJリサーチ&コンサルティング調査部作成。

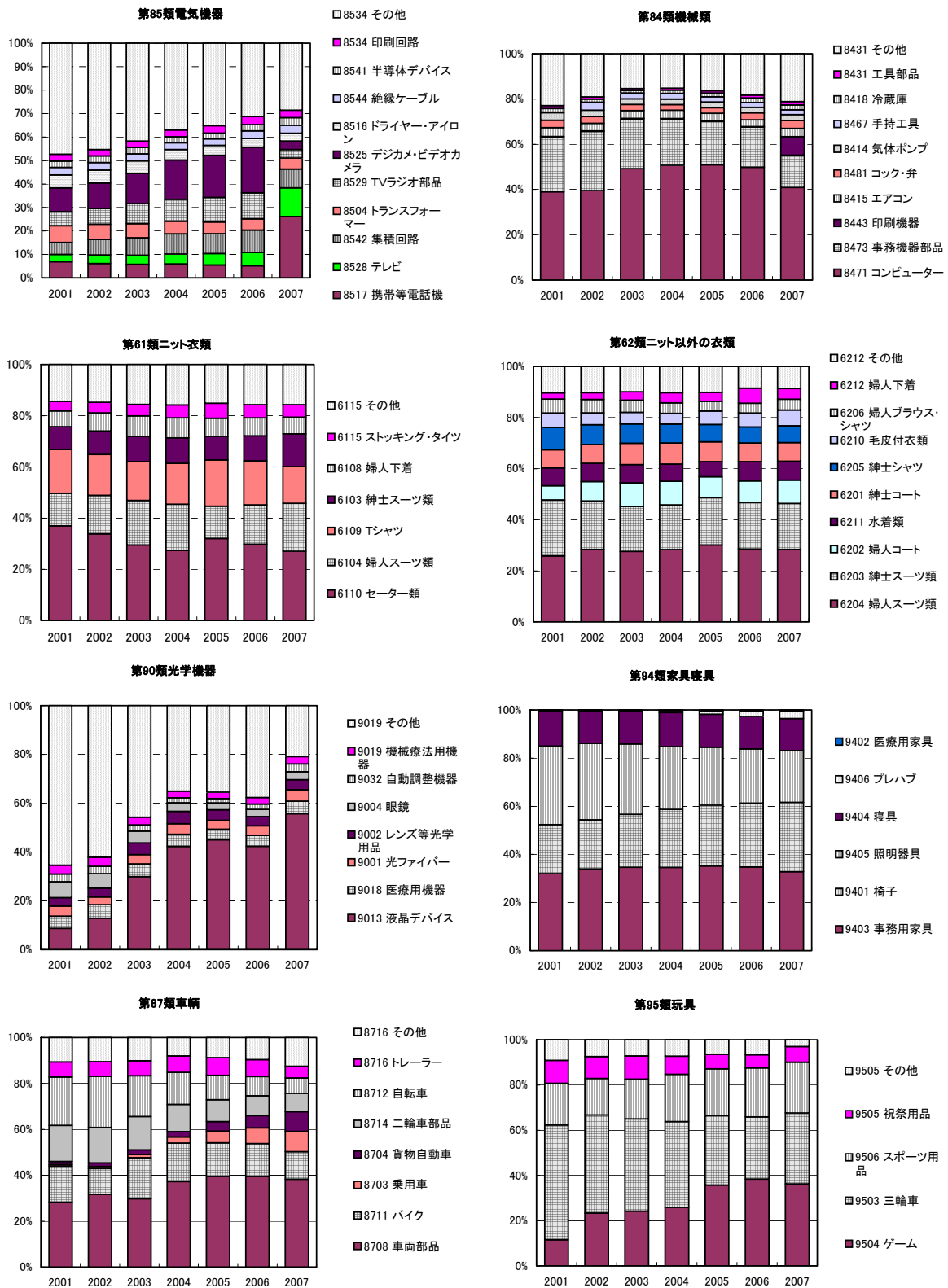
4. 中国の輸出は当面底堅く推移しよう

中国の輸出を取巻く環境は米国をはじめとする先進国景気の減速、中国を上回る低コスト優位性を持つ後発国の台頭、あるいは中国自身の低コスト優位性の後退などから厳しさを増している。こうした中で前述の通り、中国が生産力あるいは技術水準からも圧倒的な優位にあると言われてきた衣料品など一部の製品分野で中国の輸出にジリ貧傾向が見られるのは事実である。しかし、同時に電気機器あるいは車輛などの品目で見られるように中国の底力が依然として健在な分野が存在することもまた事実である。

世界経済がそれほど深刻な不況に陥らずに推移するとすれば、中国の輸出も底力のある製品分野にリードされながら当面、底堅く推移するのではないだろうか。



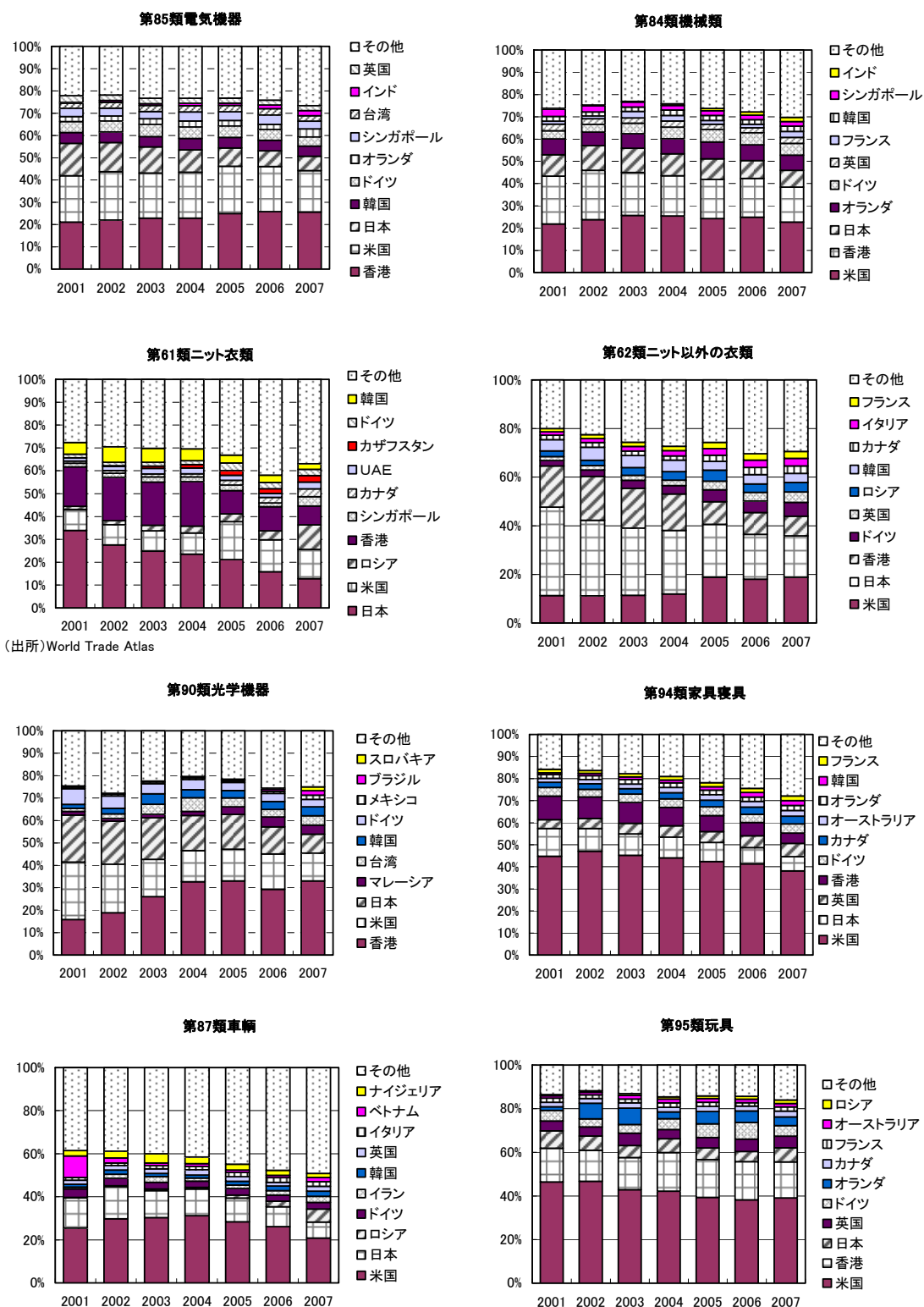
図表7. 主要輸出品目の構成品目シェアの推移



(出所)World Trade Atlas



図表8. 主要輸出品目の主要相手国シェアの推移



(出所)World Trade Atlas

(執筆者のご連絡先) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング
E-mail : mariko.noda@murc.jp ホームページ : http://www.murc.jp



収益低下のなか新たな対応が求められる中国の食用油製造業界

三菱東京UFJ銀行
企業調査部 香港駐在
調査役 山内 佑介

中国の食用油製造業界は、市場が拡大基調にありながらも、原材料価格の高騰と構造的に販売価格へのフル転嫁が困難な状況のなかで、食用油メーカーの収益性が低下しつつある。本稿では、足元の業界環境を整理するとともに、今後の見通しについて纏めた。

1. 製品概要

(1) 製品概要

◇食用油は大豆、菜種、落花生、オリーブなどの原料から抽出した油分で製造

食用油は、調理には欠かせない調味料の一種で、大豆、菜種、落花生、オリーブなどの原料から抽出した油分で製造される。大豆油の場合、原材料から油分を抽出する際に、2割弱が油となる一方、8割弱の粕が発生（詳細後述）、この大豆粕がトウモロコシなどと配合された後、家畜用の飼料として使用されている。日本、中国の食用油を比較すると、日本では、大豆油と菜種油を混合した食用調合油（≒サラダ油）が中心であるのに対して、中国国内では、主要な原料の産地に応じて、東北、華北では大豆油、華東より南では菜種油が販売されることが多い（図表1）。なお、本稿では中国の食用油市場の5割を占める大豆油を中心にみていくことにする。

図表1：食用油の概要

| | 原材料の産地(中国国内) | 粕の用途 | 市場構成 |
|------|-----------------|-----------------------|------|
| 大豆油 | ①黒龍江省、②江蘇省、③山東省 | 大半が飼料用、一部は味噌や醤油など食品材料 | 5割前後 |
| 菜種油 | ①湖北省、②安徽省、③四川省 | 2/3が飼料用、1/3が肥料となる | 2割強 |
| 落花生油 | ①山東省、②河北省、③河南省 | 飼料及び肥料に使用される | 2割前後 |

(資料) 各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

(2) 製造工程

◇大豆油の場合、固定費負担はさほど大きくなく、大豆の調達コストが8割

食用油（大豆油）の製造工程を概観すると、備蓄倉庫から取り出した大豆を熱処理によって脱皮させ、①破碎、②乾燥、③圧片、④油分を抽出（溶剤を用いて油と粕に分離）した後、油分は脂肪酸除去や脱臭など⑤精製加工を施して大豆油に、粕は⑤加熱、⑥乾燥、冷却後に大豆粕として出荷されるのが流れ。特に、④油分抽出工程において、菜種やベニ花など油分が多い原料の場合、機械的に圧搾して油を搾り出し、更に溶剤で残油を抽出する必要があるのに対して、大豆油では、溶剤だけで油分を抽出できるなど製造工程が簡素であるのが特徴。

こうしたことから、大豆油を製造する際の原価構成をみると、減価償却費など固定費負担はさほど大きくなく、9割以上が変動費（大豆の調達コストが8割程度）で占められているという。



2. 市場動向

(1)大豆油

◇外食産業の成長や食肉消費の拡大に伴って、中期的に市場は拡大基調

まず、食用油についてみると、中国における2006年の市場規模は1,360億元で、出荷量は約2,200万tである。これは、販売額約3,342億円、販売量約233万tである日本に比べて金額では6.5倍、数量では9倍にも達する(図表2)。

市場動向をみると、中国における食用油の需要は、中華料理でそもそも油を多く使用するうえに、昨今の外食産業の成長や豚肉、鶏肉といった食肉消費の拡大も後押しして、増加基調が持続、つれて大豆油の販売量も拡大しており、2006年の国内出荷量は865万tに達したようである。

供給面をみると、中国における大豆油の国内供給量は878万t(国内生産が638万t、輸入が240万t)(注)。国内生産している大豆油の7割前後は輸入した大豆から製造しており、原材料の輸入依存度が高い(図表3)。一方、市況は、需要が増加基調を辿るなか、大豆の世界生産量がバイオエタノールの原料となるトウモロコシの生産が増加している影響を受けて減少、調達価格が高騰しており(詳細後述)、つれて大豆油の価格も上昇している(図表4)。

今後を展望しても、中国の大豆油の消費量が増加していくこと自体に大きな変化はないとみられるうえ、市況も多少の調整局面を迎える可能性があるとはいえ、大豆の世界的な需給動向に鑑みると高水準で推移することになりそうで、中期的に市場は拡大基調を辿るとみて差し支えなからう。

(注)一部報道によれば、未精製など競争力のない低級品を含めると大豆の搾油能力は約8,000万t(大豆油に換算すると1,600万t)に達するとも言われており、業界全体では低稼働率を余儀なくされている模様。

図表2：食用油販売額の実績と予測

| 年 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 構成比 | 2007予 | 03-06/年 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|------|-------|---------|
| 販売額(億RMB) | 750 | 890 | 1,070 | 1,360 | 100% | 1,780 | 22% |
| 大豆油 | | 456 | 536 | 661 | 49% | 881 | |
| 菜種油 | | 208 | 239 | 331 | 24% | 374 | |
| 落花生油 | | 176 | 224 | 288 | 21% | 418 | |
| 販売量(万t) | 1,400 | 1,570 | 1,850 | 2,200 | — | 2,600 | 16% |

<ご参考：日本における食用植物油の需要>

| | | | | | | | |
|---------|-----|-----|-----|-----|---|-----|----|
| 販売量(万t) | 227 | 231 | 232 | 233 | — | 229 | 1% |
|---------|-----|-----|-----|-----|---|-----|----|

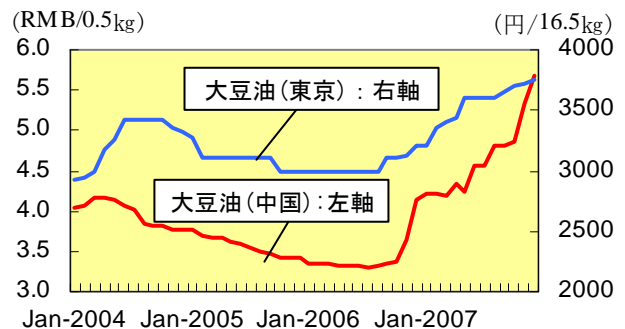
(資料)各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

図表3：中国における大豆油の需給構造

| (単位：万t) | 大豆油 | 大豆 | |
|----------|-------|--------|--------|
| | 06年 | 06年 | 07年 |
| 需要(国内消費) | 865 | 4,563 | 4,835 |
| <対世界生産比> | 23% | 19% | 22% |
| 供給 | 878 | 4,473 | 4,830 |
| 国内生産 | 638 | 1,600 | 1,430 |
| 輸入 | 240 | 2,873 | 3,400 |
| 世界生産 | 3,744 | 23,557 | 22,159 |

(資料)各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

図表4：大豆油の市況



(資料)各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成



(2) 大豆粕

◇短期的には伸び悩む局面もあろうが、中長期的に市場は拡大基調を辿る

次に、大豆を搾油した際に必ず発生する大豆粕についてみると、主な用途となる中国の配合飼料の市場規模（2006年）は2,788億元。市場動向をみると、豚肉、牛肉など食肉消費の拡大に伴って、食肉生産量は増加基調が続いており（図表5、6）、つれて配合飼料となる大豆粕の需要も増加、2006年には2,637万t程度に達したと推定される（注）。

一方、供給面をみると、大豆粕は大豆油の製造工程において必然的に製造されるとあって、大豆粕の生産量も増加しており、2006年には2,810万tに達したが（図表7）、大豆油の需要が年2桁程度も伸長しているのに対し、大豆粕の需要先である飼料は5%前後の伸びにとどまるとあって、需給が緩んだ状態が続いている。しかしながら、市況に目を転じると、原材料である大豆の価格が高騰していることから大豆粕の価格も上昇しており（詳細後述）、金額ベースでみた市場規模も拡大基調を辿っているようである（図表8）。

今後を展望すると、短期的には、東北地方を中心に発生している家畜の伝染病に加え、中国の中・南部で発生した雪害の影響もあって、飼料の一種である大豆粕の販売が減速している模様で、当面、市場規模は伸び悩む公算が大きい。中長期的には、中国における食肉消費の拡大が続くとみられることから、配合飼料の1つである大豆粕の市場規模も拡大基調を辿ると予想される。

（注）ちなみに日本と中国では飼料における大豆粕の配合率が異なる。日本では、大豆粕の配合率が14%前後とみられる（特に肉牛向けが6%）のに対し、配合率の規制がない中国では20～30%と日本より高い。

図表5：食肉生産量

| 年 | 1997 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 02-06/年 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 食肉生産量(万t) | 5,269 | 6,587 | 6,933 | 7,245 | 7,743 | 8,051 | 5.1% |
| 豚肉 | 3,596 | 4,327 | 4,519 | 4,702 | 5,011 | 5,197 | 4.7% |
| 牛肉 | 441 | 585 | 630 | 676 | 712 | 750 | 6.4% |

（資料）中華人民共和国国家統計局「中国統計年鑑2007」

図表6：国民一人当たりの食肉消費量

（単位：kg/人）

| | 豚肉 | | 牛肉 | | 鶏肉 | |
|-------|------|------|-----|-----|-----|-----|
| | 都市部 | 農村部 | 都市部 | 農村部 | 都市部 | 農村部 |
| 1995年 | 17.2 | 10.6 | 2.4 | 0.4 | 4.0 | 1.8 |
| 2006年 | 20.0 | 15.5 | 3.8 | 0.7 | 8.3 | 3.5 |

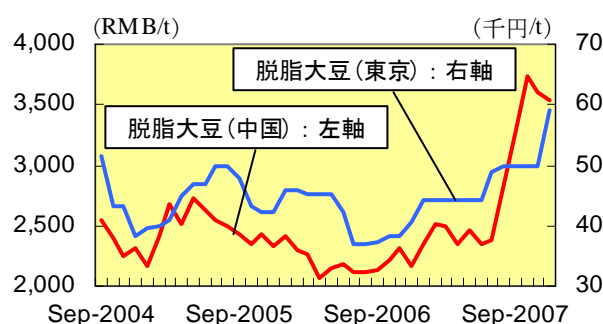
（資料）中華人民共和国国家統計局「中国統計年鑑2007」

図表7：中国における大豆粕の需給構造

| (単位：万t) | 大豆粕 | 大豆 | |
|----------|--------|--------|--------|
| | 06年 | 06年 | 07年 |
| 需要(国内消費) | 2,637 | 4,563 | 4,835 |
| <対世界生産比> | 17% | 19% | 22% |
| 供給 | 2,897 | 4,473 | 4,830 |
| 国内生産 | 2,810 | 1,600 | 1,430 |
| 輸入 | 87 | 2,873 | 3,400 |
| 世界生産 | 15,348 | 23,557 | 22,159 |

（資料）各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

図表8：大豆粕の市況



（資料）各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

3. 業界構造

(1) 参入企業

◇中小業者を含め 1,000 社以上が存在、上位 5 社の合計シェアは 3~4 割にとどまる

中国国内の食用油製造業者は中小・零細企業を含めると 1,000 社以上存在している模様だが、1 日の生産量が 1 千 t 以上の企業となると 100 社程度とみられる。

主たる参入企業をみると、中国糧油食品や黒龍江九三油脂など国内メーカーに加え、日清オリオグループ、穀物大手のカーギルなど外資系メーカーも多く参入しており、上位 5 社の合計シェアは 3~4 割にとどまる（図表 9）。中国内では、嘉里粮油の「金龍魚」と中国糧油食品の「福臨門」が全国展開する 2 大ブランドとなっているが、足元では、嘉里粮油が搾油能力を増強していることもあって、シェアを伸ばしているようだ。

図表 9：中国における食用油メーカー

(単位:億元、千t)

| 企業名 | 産地 | 植物油の原料 | | | ブランド | 06年 | | 植物油 生産量 |
|--------------|----------|--------|----|-----|---------|-------|-------|------------|
| | | 大豆 | 菜種 | 落花生 | | 販売額 | シェア | |
| ① 中国糧油食品(集団) | 江蘇省、天津市等 | ○ | ○ | ○ | 福臨門 | 273 | 20.1% | 2,054 |
| ② 嘉里粮油(中国) | 広東省、山東省 | ○ | ○ | ○ | 金龍魚、胡姬花 | 152 | 11.2% | 1,880 |
| ③ 三河漣福粮油集団 | 北京市 | ○ | ○ | | 漣福 | 48 | 3.5% | N.A. |
| ④ 黒龍江九三油脂 | 黒龍江省 | ○ | | | 九三 | 31 | 2.3% | 669 |
| ⑤ 河北秦皇島金海粮油 | 河北省 | | ○ | ○ | 口福 | 27 | 2.0% | N.A. |
| 上位5社 | — | | — | | — | 532 | 39.1% | N.A. |
| 全体 | — | | — | | — | 1,360 | 100% | 17,302 |

(資料)各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

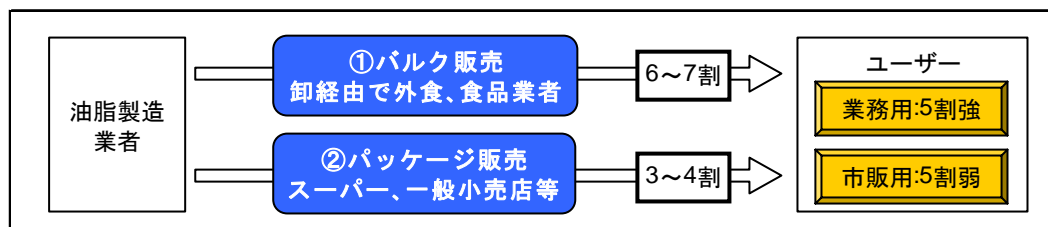
(2) 流通経路

◇バルク販売 6~7 割、パッケージ販売 3~4 割の構成

中国における食用油の流通経路をみると、販売量のうち 6~7 割が①タンクに詰められて出荷され、卸業者を経由して外食企業や食品加工業者、一般消費者などに量り売りされるバルク販売で、残り 3~4 割が②容器に詰められスーパーマーケットや一般の小売店で販売されるパッケージ販売となっている（図表 10）。

特に一般消費者向けに限れば、地方では前者が、都市部では後者が主体とみられる。また、ユーザー別にみると、5 割強が①業務用、残りの 5 割弱が②一般家庭で使用される市販用となっている。

図表 10：流通経路



(資料)各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成



4. 食用油製造業者を取り巻く環境変化

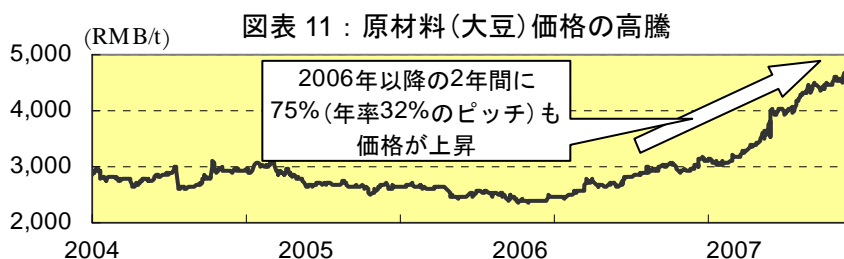
近年の食用油製造業者を取り巻く環境変化を概観すると、以下の通り、プラス要因とマイナス要因が混在している。

(1) 高騰する大豆価格

◇世界的に作付面積の大幅増は期待薄で、大豆価格は高水準で推移する公算大

先述の通り、大豆油、大豆粕の原材料である大豆の価格が高騰している（図表 11）。（ア）世界的にバイオエタノールの原料となるトウモロコシの生産が増加している（≒大豆の作付面積が減少）うえ（図表 12）、（イ）中国の大豆生産の3割を担う黒龍江省で天候不順の影響により生産量が大幅減となったからである。

今後を展望すれば、原油高の流れが続くなか、バイオエタノールの原料となるトウモロコシなどに耕地を転換する流れに変化はない（世界的に大豆作付面積の大幅増は期待薄）と予想され、つれて大豆価格も当面、高水準で推移するとみられる。



(資料)CEIC Data Ltd.をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

図表 12：大豆とコーンの作付面積の推移

(単位：千ha)

| | | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 02-07/年 |
|----|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 中国 | 大豆 | 12,543 | 12,899 | 12,799 | 12,901 | 12,434 | 減少 | ↘ |
| | コーン | 24,634 | 24,068 | 25,446 | 26,358 | 26,971 | 28,050 | 2.6% |
| 米国 | 大豆 | 29,932 | 29,706 | 30,436 | 29,150 | 30,563 | 25,751 | ▲3.0% |
| | コーン | 31,927 | 31,810 | 32,751 | 33,095 | 31,698 | 37,879 | 3.5% |

(資料)各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

(2) 中国国内における規制の変化

◇インフレ抑制の一環として政府による価格統制策が発効

中国政府は2008年1月に、穀物製品、食用油、豚肉など価格が高騰している商品を対象に、小売店における販売価格値上げの事前申請を義務付ける制度を導入した。これは、中国の消費者物価が、これまで5ヵ月連続で6%以上も上昇、全国36都市の大豆油の価格に至っては前年同期比58%も大幅に上昇したからである。

製造業者は、値上げの10営業日前までに当局に申請する必要があるうえ、当局が値上げ理由や上げ幅を不合理と判断すれば7日以内に意見を通知するといった内容で、事実上は政府による価格統制といえよう。無論、こうした価格統制は高騰する消費者物価を抑制するための臨時的な措置とみられるものの、足元、食用油メーカーが、原材料の高騰分を販売価格に転嫁するためには、最低でも2週間のタイムラグが生じることとなった。

◇実質的に増産が凍結された外資系メーカー

先述の通り、中国では現在、中小・零細業者を含めると1,000社以上の油脂製造業者が存在しており、外資系メーカーの参入も多い。

こうしたなか、国家发展改革委員会は外資系メーカーに対する規制を強めており、2007年12月に施行された外商投資産業指導目録によれば、外資メーカーが中国で大豆を増産する場合、中国地場メーカーがマジョリティとなることが義務付けられるなど、外資系メーカーが単独で増産することが凍結されている。

◇中国国内のインフレ対策を目的とした税率改正が続く

中国国内ではトウモロコシへの生産シフトの影響により、大豆の生産量が今後も減少していく公算が大きい反面、需要は拡大基調を辿っており、輸入による大豆確保の必要性が一段と高まっている。このため、中国政府は、緊急措置として、2007年に従来3%であった大豆の輸入関税を1%にまで引き下げた。また、輸出の際の増値税還付率を従来の11%から5%まで引き下げることで、食用油の輸出拡大を抑えるなどインフレの抑制に向けた施策を打ち出している。

(3) 人民元高

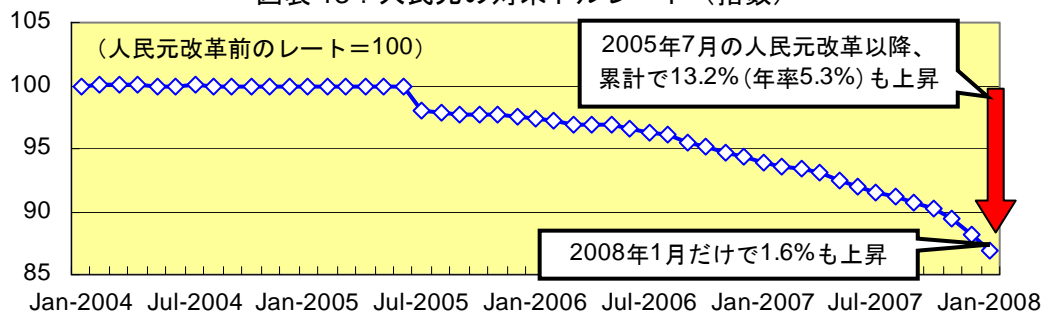
◇輸入大豆を使用する場合、相応のコスト削減効果が期待できる

中国からの活発な輸出による経常収支の黒字や諸外国からの直接投資による資本収支の黒字を背景に、2005年7月の人民元改革スタート以降、人民元の対米ドルレートは緩やかながらも上昇を続けており、改革以前と比較して、累計で約13.2%（年率5.3%のピッチ）も上昇、大豆の輸入に追い風となっている（図表13）。

今後を展望すると、(ア)産業全体でみた生産拠点としての中国の優位性が大きく崩れるとは考え難く、当面は経常収支の黒字構造が続くとみられるうえ、(イ)中国企業の対外投資の規制緩和などを通じて中国からの資本流出が増える可能性はあるものの、諸外国からの中国への投資も高水準で推移するとみられ、資本収支が経常収支の黒字を吸収するほどの赤字に転ずることも想定しにくいことから、当面、対米ドルレートは構造的な人民元高の流れが続こう。

実際、2008年1月だけでも前月比1.6%も人民元高が進行するなど、今後も中国産に比べて輸入した大豆のコストメリットが高まる可能性が高い。

図表13：人民元の対米ドルレート（指数）





5. 収益環境

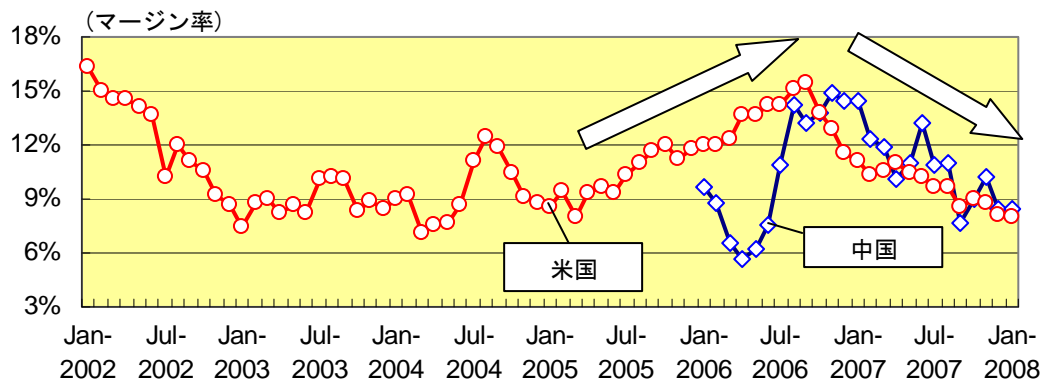
◇参入企業を取り巻く収益環境は足元で悪化する方向

こうした状況下、中国の食用油メーカーの収益環境をみると、人民元高や大豆輸入関税率の引き下げに伴って、調達面で相応に追い風を受けているのは事実のようである。

しかし、何と云っても、大豆価格そのものの高騰による影響が大きく、全体としてみれば、食用油メーカーの収益環境は足元で悪化しつつあるといえる。無論、大豆の調達コストが上昇しても、最終製品の販売単価に転嫁できれば問題はないが、大豆粕の需給バランスが緩んでいることを主因に、調達コスト増を全て販売価格に転嫁するのは困難な状況にある。

実際、大豆価格が足元2年間で7割前後も上昇するなか、大豆油の価格は6~7割上昇したようであるが、大豆粕の価格は5割前後の上昇幅にとどまっており、大豆と大豆油、大豆粕の市況から算出した同事業の-margin率をみても、2006年後半をピークに縮小基調が続いている様子が窺われる(図表14)。加えて、足元で中国政府による食用油の販売価格統制策が導入されたことや、外商投資制限業種に食用油製造業が追加され、外資メーカーによる単独での増産投資が凍結されたことなども勘案すれば、参入企業(とりわけ外資メーカー)を取り巻く環境は厳しさを増しているといえよう。

図表14：大豆油、大豆粕の-margin率推移



- (注)1. margin率= {(大豆油×0.2+大豆粕×0.8)-大豆の価格} ÷ (大豆油×0.2+大豆粕×0.8)
 2. 中国では大豆油の取引相場が2006年より公表されているため、margin率も同年より算出。
 3. 2006年の前半に中国のmargin率が極端に低下した要因は、大豆価格が前年比2割も上昇したのに対して、中国内では大豆油、大豆粕とも販売価格への転嫁が進まなかったため。
 (資料) 各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成



6. まとめ

このように、中国の食用油市場は、拡大基調を辿っているが、中国の食用油メーカーでは、そもそも家畜用飼料となる粕の需給バランスが緩んでいることに加え、中国政府による食用油の販売価格統制の実施や、食用油製造業が制限業種に指定されたことで外資メーカーでは単独での増産が凍結されるなど、参入企業（特に外資系メーカー）を取り巻く環境は厳しさを増している。

そのため、参入企業では、収益性の改善に向けて、①原材料の調達、②販売面の見直しが急務となろう。具体的にみていくと、①原材料調達の見直しでは、中国国内の農家から原材料を直接買い付けるようなルートを拡充することで、中国国産及び輸入大豆の使い分けを木目細かに実施するのは勿論のこと、事業規模の拡大により資金力を確保、先物相場が優位な状況の際に、原材料を纏めて調達することで平均調達価格を引き下げるといった取り組みが、これまで以上に重要となろう。また、②販売面の見直しでは、食用油において他社とのブランド差異化（例：特定保健用食品など高級品の投入）が図れるパッケージ品を強化するほか、飼料メーカー、卸業者との連携を強化することで、需給が構造的に緩んでいる粕の安定的な販売を確保することが求められよう。

とりわけ、単独での増産という選択肢を失った外資系メーカーでは、これまで以上に踏み込んだ対応策を検討していく必要があるようだ。

以 上

(連絡先)

㈱三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 山内 佑介

住所：6F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

TEL：852-2249-3033 FAX：852-2521-8541 Email：Yuusuke_Yamauchi@hk.mufg.jp



2008年第1四半期の人民元為替市場

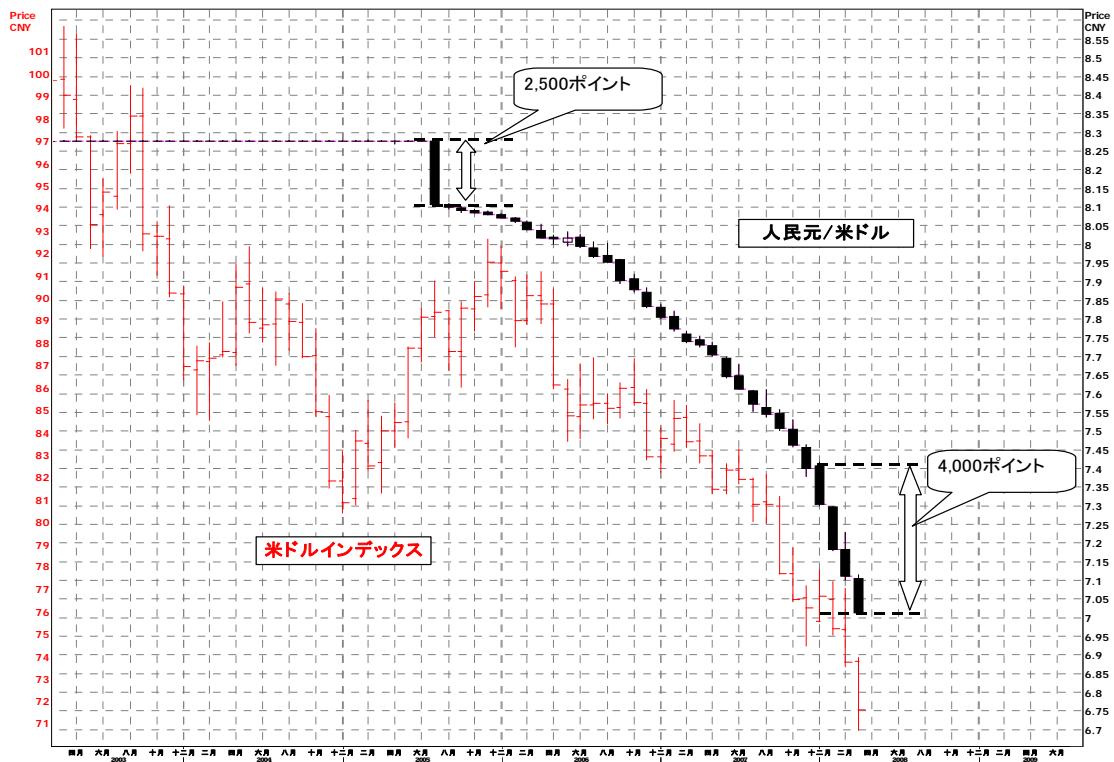
三菱東京UFJ銀行(中国)市場業務部
為替資金課長 田中 利朗

昨年末 7.3041 で終わった人民元/米ドル為替市場は、第1四半期を過ぎる、この3月末ではいよいよ 7.00 の大台を突破する勢いである(3月31日の終値は 7.0120)。毎月 1,000 ポイントずつ人民元高が進んでいることになり、これは年率に換算すると 17% という高い上昇率となる。2月の本欄では今後の上昇率は調整余地あり、として①人民元先物為替市場、②CPI(物価上昇率)、③中国国内株価、をポイントとして上げた。今回もこれらのポイントに沿って、この四半期の人民元為替市場と、今後の見通しを挙げてみた。

1. 足元の人民元スポット為替市場

- ・ 昨年来、「所謂“切り上げ”はしない」と温家宝首相は言明していたが、実際には既に“切り上げ”は達成していると見る。2005年の“切り上げ”とはその切上げ幅が一月で達成されたか、3ヶ月で行われたかの違いがあるのみである。
- ・ この1-3月は激しい米ドル下落に見舞われた。ドルインデックスの下落幅と比較してみると、対米ドルでの上昇は人民元だけではなく、2005年以来では全通貨ベースであったことが見て取れる。

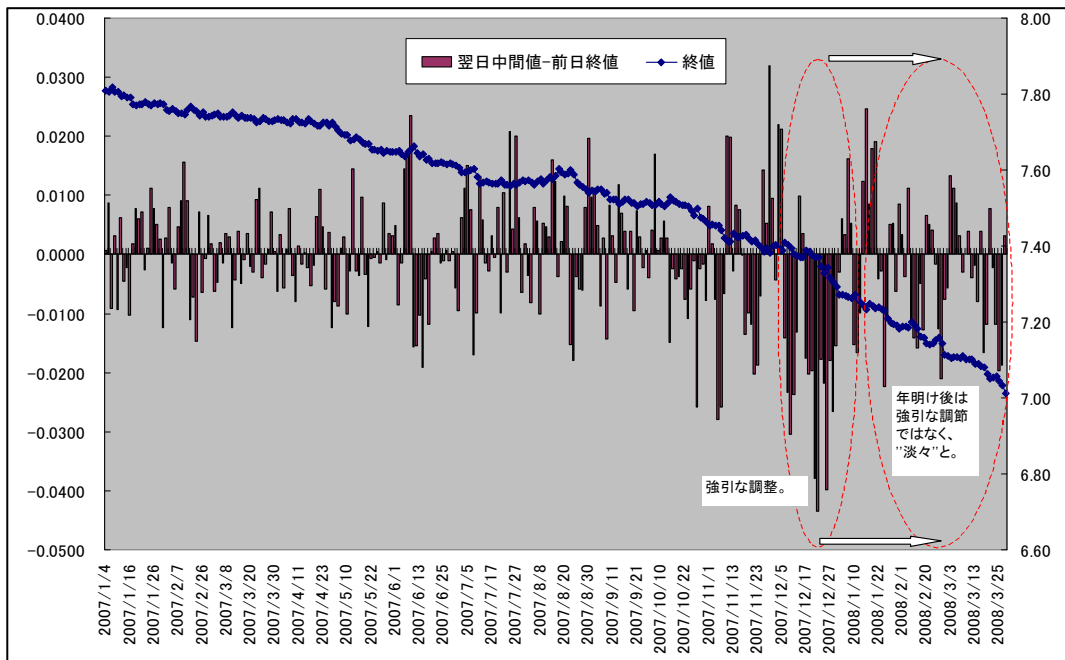
<人民元/米ドル及びドルインデックスの月足チャート(出所:ロイター)>





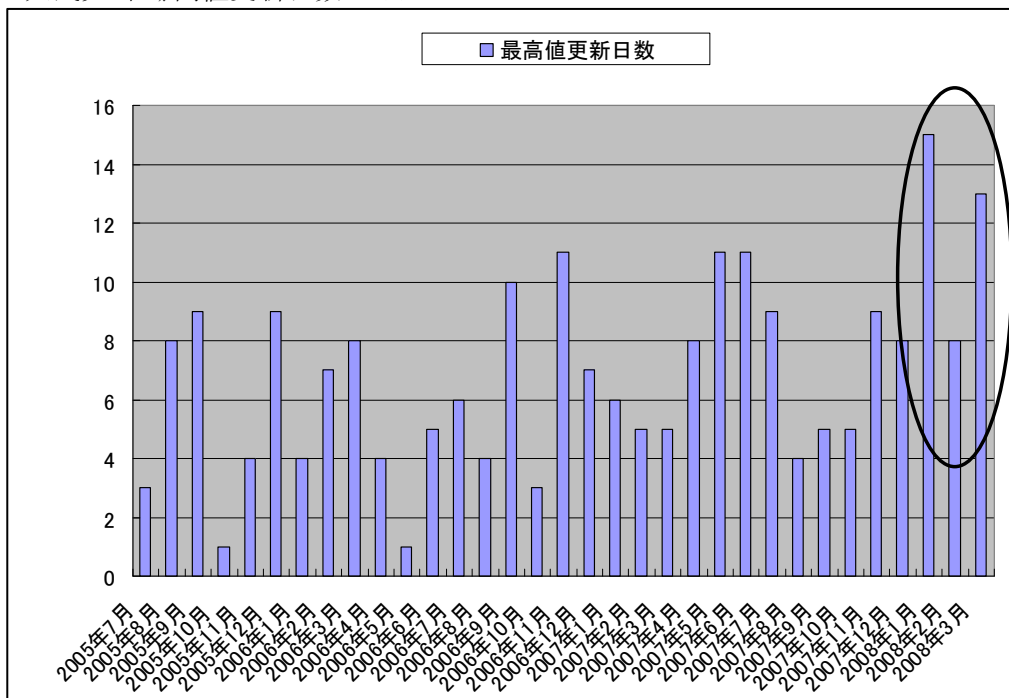
- ただし、1-3月の調整はその幅とは裏腹に「淡々と」行われた感覚であった。この感覚はどこから来るのかを考えると、本欄でも何度か採り上げている「終値と翌日中間値(人民銀行発表)」との差異が必ずしも大きくないことから来るものと思われる。人民銀行の調整の意思が翌日中間値である、という前提で考えると、年末に比してこの2月、3月は相対的に緩やかであった。これは3月の全国人民代表大会の前後では不自然な調整はできなかったという政治的事情もあったものと思われる。

< 翌日中間値-終値 (出所: 各種資料より BTMU (China) 市場業務部作成) >



- 一方で、当月中に何回「高値を更新したか」を2005年7月以来のスパンで拾ってみたのが下記グラフである。この1-3月は突出しており、これまでとは異なった手法(観点)でスピードを上げてきたのが見て取れる。

< 月別の人民元/米ドル高値更新日数 (出所: 各種資料より BTMU (China) 市場業務部作成) >





2. 注目すべきポイント

①人民元先物為替相場

- 人民元先物為替相場についても、やはりここへ来て上昇率のアップを織り込み出している。1月、2月で米ドル金利は大幅に下げており、本来ならばディスカウントは縮小するところであるが、フォワードポイントから導かれる2008年末のスポット相場は上昇率のアップを織り込みだしている。

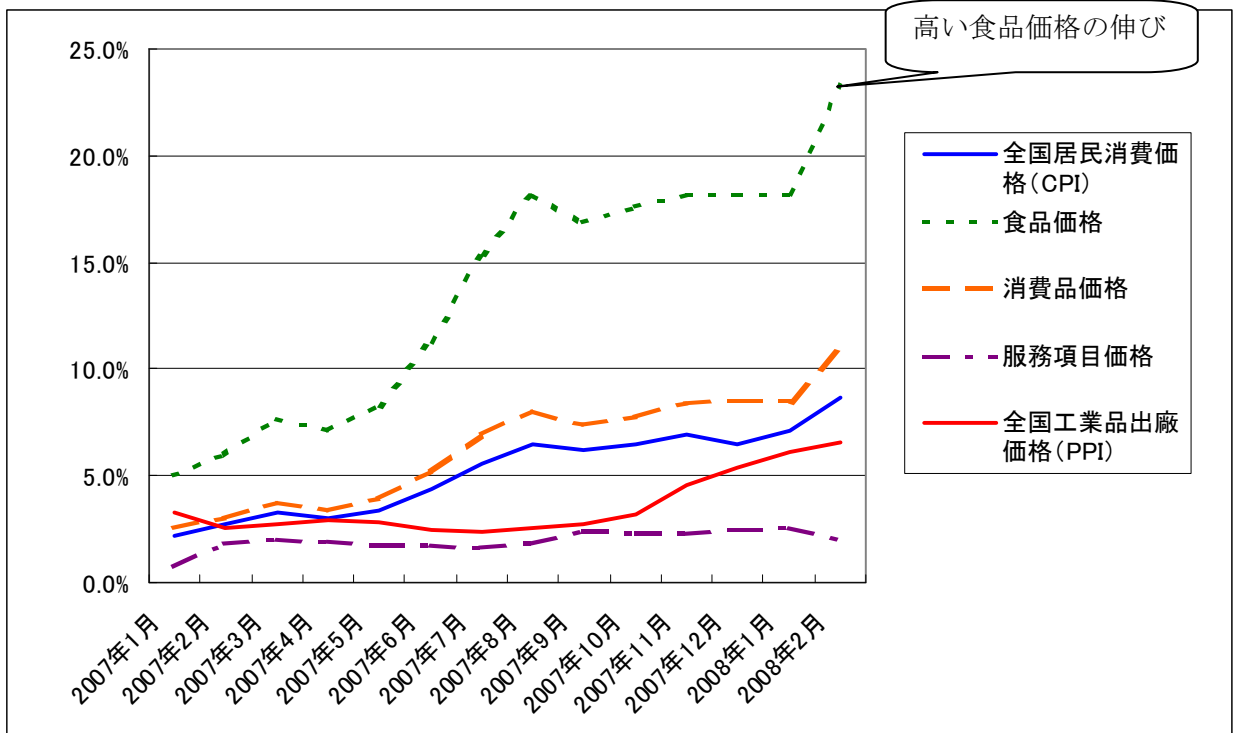
2008年末先物レート(直物-フォワードポイント)

| | | |
|---------------------------------|---------------|--------|
| 2007年12月末時点 (2007年12月末の1年先物) | 6.77910 (上昇率) | 7.74% |
| 2008年1月末時点 (2008年3月末の11ヶ月先物) | 6.77469 (上昇率) | 7.81% |
| 2008年3月末時点 (2008年3月末の9ヶ月先物) | 6.58200 (上昇率) | 10.97% |

②CPI (消費者物価指数)

- 2008年2月は12年来の高水準、8.7%の上昇率であった。当局はこれを国際商品価格、原油価格の上昇及び1月末に中国東部を襲った大雪、更に2月の春節需要を要因として挙げている。

<CPI 推移 (出所: 統計局) >

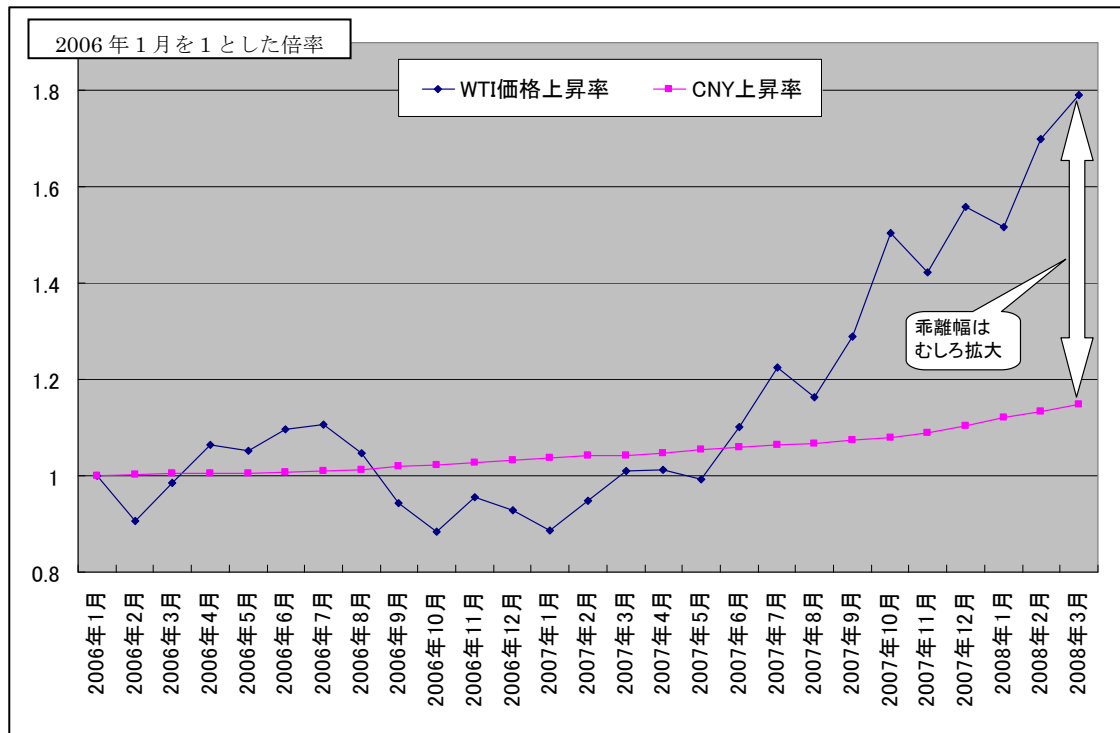


- 現在の元高は輸入材料価格あるいはエネルギー価格の上昇を抑えるのに一定の役割を果たしていると思われるが、実際には国内のCPIの上昇幅、原油価格の対米ドルでの上昇スピード、ともに人民元の上昇スピードをはるかに上回っているのが現状である。



- ・ 以下は 2006 年 1 月を 100 とした場合の WTI (1 ヶ月先物) と人民元/米ドルの上昇率を示したものである。「物価をコントロールするツールとしては人民元為替は唯一のものではない」という発言もあったが、実際に人民元の上昇幅で物価をコントロールするのは容易ではないと言える。
- ・ また、この乖離幅から見た場合は、人民元を上昇させる余地はまだある、ということも言える。

<WTI 原油価格上昇率と CNY 上昇率 (出所: BTMU (China) 市場業務部作成)>



③ 株式相場との相関

- ・ 懸念されていた巨大商業銀行の決算におけるサブプライムの影響ははるかに市場予想を下回るものであったが、低迷は止まっていない。各国市場とは事情が違い、かろうじて 2007 年初の水準は割り込んでおらず、一定の歯止めはかかっているものと思われる。
- ・ 一方で輸出も同時に減速しているが、昨年の株高を演出してきたのは、中国の場合必ずしも輸出産業ではなく大型内需系国営企業の IPO が中心である。
- ・ 年初来、当局も「現在の元高が企業収益に与える影響は限定的」との見解を繰り返している。株式市場に配慮して人民元の上昇スピードを大幅に緩めることは考えにくい。



<上海総合指数と日経平均、ダウ平均 (出所:ロイター) >



3. まとめ

- ・年初のレポート(2008年2月号)では、「オリンピックまでに10%の上昇はあるが、そのまま一方は考えにくい」といった考えを述べさせていただいた。
- ・ところが、第1四半期を終えようとする現時点ではさらなる上昇もあり得る、といわざるを得なくなっている。年初レポートで挙げた(①~③)を再考すると、さらなる上昇余地があることを指し示しているように思われる。
- ・年初と様相が異なってきたのは、不安定さを増してきた米ドル相場が大きな要因である。全通貨・全商品価格に対する米ドルの大幅な下落は、急激なものであり、中国当局としても予想外だったと言えるかも知れない。
- ・従来、米ドル下落トレンドにおいては「中国の外貨準備通貨構成の変化」が語られることもあったが、今回の局面では凡そ聞こえては来ていない。
- ・以前のおとり、比率を60%~70%が米ドル建とすると、中央銀行の含み損は年初来だけで500億ドル程度に上ることになる。また、一方で米ドル建資産の利回りも半分程度に落ちているものと思われ、このコスト負担にどこまで人民銀行が耐えられるかも今後の焦点となる。

以上
(2008年3月28日)



投資：中国経済下振れリスクに対する準備シナリオとは？

三菱日聯諮詢（上海）有限公司
戦略コンサルティング
シニアコンサルタント
窪寺 暁

最近、中国をめぐる環境が急激に変わってきているように思う。

貿易黒字の増加率の急減、世界同時株安の影響による上海株式市場の低迷などデータ面での現象などマクロ指標のいくつかは停滞感を強めているのは周知の事実である。

また、そのようなマクロ的な環境だけでなく、上海に生活の基盤を置いている筆者にとっても、身近なところで、中国経済について若干の変調を感じるが多くなった。筆者の知人なども、株を手仕舞いにしたり、将来への不安を口にするものが多くなってきた。

そのようなことから体感的にも、中国経済はファンダメンタルズ的に強く、世界経済の多少の変調は影響を及ぼさないというデカップリング論も少々怪しいものに思えてきた。

私自身はエコノミストではないため、中国のマクロ経済の分析というものを行う立場には無いが、経営コンサルタントという観点からは、企業が中国経済の変調に準備をしていくことをお勧めしたい。また、特に個別の業界の対応策という観点ではなく、日本企業が想定しておくべき中国経済変化のパターンと、それに対する中国戦略の建て直し、というやや大きな視点からの論述としたい。

1. 考えておくべきパターン

企業経営の観点からすると、今後の中国経済の変化は大きく下記の3つのパターンを想定しておくべきだと思う。

パターン①：高成長継続。成長率が鈍ることなく年率10%程度のGDP成長を続ける。

パターン②：成長やや鈍化。2008年あるいは2010年を境に、経済成長率が鈍る。

パターン③：急激な停滞。サブプライム問題をきっかけに、経済成長率が急激に低下。

<パターン①：高成長継続>

サブプライム問題も、特に大きな影響を与えず、継続して高い成長率を維持する。高い投資の上に、個人消費に本格的に火がつき、時間をかけて先進国型の経済に移行していくパターン。現在の大多数の中国国民の景況感はこのようなものだろうか。また、現在の中国政府の高い経済コントロール能力からすると、このシナリオをたどる可能性も大きい。

また、現在は、ほぼ全ての企業、特に内販売戦略はこのシナリオを前提として組まれていると思われる。

<パターン②：成長やや鈍化>

デカップリング論がはずれ、米国他世界の景気減速が中国の実体景気にも影響を及ぼす場合はこうなる。その場合は、2008年の北京オリンピック、あるいは2010年の上海万博という大イベントが終了した段階で、明確な鈍化が見られると思われる。ただし、成長率が鈍るといっても、



年率5%以上程度の、先進国で言えば高成長という範囲にとどまる。

また、この場合は、対米輸出の減速や、元高による輸出競争力の減少など生産方面への影響のみが出る場合と、企業収益がかけり、個人消費の成長率にも影響が出てくる場合が在りえるだろう。

過去シナリオ①をとっていた筆者であるが、最近の状況を考えると、このシナリオ②、特に個人消費にも一定の影響が現れてくるパターンが最も現実性の高いシナリオではないかと考えるようになってきた。現在の日系企業の戦略は、このシナリオを想定していないため、このパターンへの対応がもっとも重要なものとなろう。

<パターン③：急激な停滞>

現在起こっている、さまざまな経済的要素が、短期的にも経済成長に影響を及ぼし2008年から内需を含め大きく下振れし、一桁前半代の成長率、あるいは0に近い状況にまで落ち込むというシナリオである。

この場合は、シナリオ②に比べて、中国ビジネスの景色そのものが変わるほどの大きな方向の転換となるだろうが、現時点ではこのシナリオとなる可能性は小さいと想定する。

2. 企業としての対応方針準備

上記のパターン②や③を想定した場合、企業としては対応する戦略を事前に検討していることが必要となる。

もちろん、事業の内容により取るべき戦略は異なっており、各論は各企業での策定とならざるを得ないが、大筋として消極策・積極策のどちらをとるのか？（大局的な戦略とでもいおうか）に対しては、ある程度共通の方向性があるだろう。ここではいくつか共通する準備すべきシナリオを提示したい。

<準備シナリオ①：単純撤退>

中国の生産基地として、あるいは、市場としての魅力が減ることによって、そもそも論としての中国戦略・国際戦略の見直しを迫られる企業も存在するだろう。この場合、傷が大きくなる前に、きれいに市場からアウトすることがポイントとなろう。決断時期を遅らせ、見込みの無い事業をずるずると続けたり、中途半端に縮小する戦略は基本的に避けるべきである。事業決定を行った当時の経営陣への配慮や、企業の面子は考慮せず、あくまでも戦略上の適合性と、事業収益の面から決断すべきである。

このような意思判断を下すためには、現時点から撤退のためのトリガー・判断基準を設けておく必要があるだろう。具体的には、事業計画から一定以上乖離した場合の撤退ラインを数値で決めておくことが有効であろう。基準はその企業によるが、売上・営業利益だけではなく、本社と同じレベルの複雑な指標、たとえばROIC (Return On Invested Capital) やEVA (Economic Value Added) 的な指標でも良いと思われる。

<準備シナリオ②：追加投資>

経済が停滞する中で他の企業の勢いが鈍ることを想定し、自社では逆に市場確保に積極的に打って出ること戦略の一つである。現在の半導体業界での NAND 型フラッシュの投資競争のようなサバイバル状況に近い状態であるが、他社が広告を控える中で逆に広告料を増やすような販売面でも同じような考えが成り立つ。

この戦略は、マクロ経済環境そのものを見るというよりも、自社のポジション・競争力を冷静



に見極めたい、それでも勝算が計算できる場合に採用することができる。特に資源投入により、他者を圧倒的に引き離せる状態を作り出すことができるかどうかを見る必要がある。また、資源の投入量をふやすだけでなく、短期間で行うことにより、他社が資源投入に追随するまでに相当のリードを取る、さらに他社に追随をあきらめさせることが出来れば理想的である。

ただ、別な角度からの話になるが、この戦略を採用するには冷徹な分析だけではなく、現地法人幹部と本社側の『胆力』のようなものが必要になってくる。この戦略はある意味、逆張り戦略である。他企業が慎重になる中で、自社が積極投資に打って出て、結局コケでもしたら責任問題になる。減点主義的な傾向の強い日本企業では、実際には採用できる企業が少ないかもしれない。その意味で、中国事業にサラリーマン人生をかけるというくらいの胆力が現地幹部・本社担当幹部に無ければせっかくの好機も生かすことができると言える。

リスクがある選択肢ではあるが、戦略とは本質的に他社との差異化である以上、一度は冷静に分析する必要があるだろう。

<準備シナリオ③：M&Aによる積極拡大>

日本企業という枠をはずせば、これから必ず積極化してくる戦略だと思われる。中国では現在のような高成長の中でも、市場の新陳代謝とも言える企業の合従連衡は多く行われてくる。さらに市場の成長率が鈍ってくれば、企業の国籍を問わず、市場からの脱出を考える企業が出てくるため、その企業を積極的に買い取ってしまう考えである。

中国企業の場合は、巨大企業が身売りに出る可能性はゼロでは無いが、件数的にはそう多くないだろう。大企業の場合は、従来どおり合弁企業の設立による共同ビジネスという形が多いと想定する。また、政府により支援され続けてきた巨大企業が、企業全体を身売りする場合、丸ごと買うには状況が悪すぎるといことが想定される。逆に、件数的に多くなるのは、中堅以下の民間企業ではないかと推定される。その場合の、M&A金額は数億～10億円以下の場合も多く、必ずしも社運をかける大決断でなくても、行える可能性がある。

また、撤退を決断した日系企業を買収するというケースも出てくるだろう。この場合、日本本国でM&Aを行わず、中国内のみでの事業統合などということもありえると思われる。日系企業が対象の場合は、企業体質そのものが似ていることから、M&Aの交渉・単純な組織統合は比較的スムーズに行くと考えられる。そのため、日本企業が売りに出ていると言った場合には、もちろんデューデリジェンスなどのステップは踏む必要があるが、ある意味お買い得といえるのではないかと。ただし、買収後の組織融和に失敗した場合には、シナジー創出の失敗というような日本国内でのリスクのレベルでは無く、買収された方から人材が急激に流失しオペレーションそのものが崩壊してってしまうリスクもあるため、買収後の融合は日本でのM&A以上に慎重に進める必要があろう。

欧米企業の場合も思い切った意思決定が多いため、売りに出ることも多いだろう。特に、数値計画を綿密に立てている中堅以上の企業の場合、そこそこの事業規模や市場ポジションとなっても、ばつさり売却してしまう場合が多いため、市場そのものの構造をひっくり返す可能性のある選択肢である。この場合もポストマージャーは難易度が高いと考えられるが、必要以上に消極的にならず、計算が成り立つ場合には、市場規模を一気に拡大するチャンスであると考えたい。

3. シナリオ準備の実際

現在のように中国の将来状況が不透明になりつつある中では、上記のような考えをあらかじめ組織の中に埋め込んでおく必要がある、というのが本稿の趣旨である。ここでは、どのように企業運営の中に織り込んでいくべきかについても言及したい。



上記の戦略については、現時点で詳細な数値計画やアクションプランまで落とすことは難しい。また、その手間の問題を考えても、そこまで細かくすることに費用対効果の面から見た正当性があるとも思えない。

筆者が適当だと思う具体的な織り込みの程度は、中期計画のバックアッププランの中に入れておく、あるいは四半期程度の定期レポートの中に入れておく、という程度だと考える。形式的には、売上や EVA など設定した重要指標につき、オリジナルの計画からの乖離を常に把握できる設計としておくことでよいだろう。その上で、マクロ経済指標や、重要指標の乖離に許容される範囲を設定して置き、一定基準を超えた（割った）時に、すでに準備した戦略を詳細検討するプロジェクトチームを立ち上げるような意思決定をあらかじめしておくことも有効であろう。

4. シナリオ実行の基礎力

上記記述してきたが、戦略を準備する以前の問題として、戦略を選択・実行できるだけの企業の基礎体力をつけておくことが先決だと思われる。

日本企業に限らず、中国ビジネスでは目の前の事象を掻き分けていくことに精一杯である場合が多い。もちろん、現在の事業を円滑に進めることが第一であるし、成長している市場では生き残りのためにもがいているうちに結果がついてきていると言うことも多い。

しかし、市場の変調を想定し、上記のような戦略オプションを準備したとしても、戦略実行のためには、安定したオペレーション力を有していることが前提となる。たとえば、M&A を行う場合には、デューデリジェンスやバリュエーションなどの手続を理解し、ポストマージャーを乗り切るだけの人間力を有する管理層（それも自社文化を理解した中国人幹部を含めた）を有していることが必要となる。また、撤退の場合も、人事にかかる法的問題を起こさずきれいに中国市場から抜けるだけの知識が必要となる。もちろん、それらの作業は外部のプロフェッショナルの力を借りる部分もあるが、最終的には各種アクションを実行していく知識蓄積、人材登用が必要となってくるはずである。

最後に、もし 2008 年が中国経済の分水嶺だとすると、残された時間は多くない。現在の延長線がいつまでも続く、という楽観論を廃し、早急に自社の足元を固める必要があるだろう。

(執筆者のご連絡とメッセージ)

三菱日聯諮詢（上海）有限公司

所在地： 〒200120 上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亜大厦 2301 室

TEL : 86-21-5888-3590 FAX : 86-21-5047-2180



税務会計:中国の会計・税務

プライスウォーターハウスクーパース中国

会計、税務について、日頃日系企業の皆様からご質問を受ける内容の内、実用的なものについて、Q&A形式で解説致します。

◆会計 (担当:小鯛ゆかり)

Question :

日本の親会社から、有給休暇引当金を計上する場合の影響額を算定するように指示がありました。これはどういった引当金でしょうか。

Answer :

有給休暇引当金とは、従業員が当年度に与えられた有給休暇を次年度以降に繰り越して消化することができる場合には、将来消化することができる有給休暇の日数を増加させることになる勤務を提供したときに当該費用を認識し、引当金を計上するものです。日本で経理に携わっていた方でもあまり馴染みがないかと思われますが、欧米系の企業では一般的な引当金となっています。例えば、ある従業員が当年度有給休暇を使用して欠勤した場合、当然ながら企業はその従業員が働いていないにも関わらず給与を支払う必要があります。その理由は従業員が前年度以前に勤務し、有給休暇を獲得したためですが、これを会計的に捉えますと、有給休暇に対応する費用は、従業員が有給休暇を消化した期間に認識するものではなく、費用の原因発生時、つまり有給休暇が付与された時点で計上されるべきものといえ、有給休暇付与時にあらかじめ将来の費用を見積もって有給休暇引当金を計上することとなります。

具体的な計算は、以下の方法が代表的です。

- ①過去の人事データから、付与された有給休暇の消化率を算出します。有給休暇が1年間繰り越すことができる場合、付与後1年目の消化率と2年目の消化率をそれぞれ計算します。また、それぞれ過去3年程度のデータを算出し、平均的な消化率を計算します。
- ②給与のデータから、従業員の1日当たりの給与・賃金を算出します。
- ③年度末において、各従業員が保有している有給休暇の合計日数を計算します。有給休暇の繰越が認められる場合は、こちらも付与後1年目のものと2年目のものを別個に計算します。
- ④③の付与年度ごとの残存休暇日数に、①で計算した対応する消化率と②の平均給与額を乗じて、有給休暇引当金として期末に負債計上すべき金額を計算し、前年度計上額との差額を費用とします。

有給休暇引当金はこれまで中国の企業会計基準には規定がなく、実務上計上は行われていません。親会社の連結決算対応として、国際財務報告基準へのコンバージェンスを求められる場合、中国会計基準との相違点として考慮する必要があります



◆税務 (担当：夏静)

Question :

新企業所得税法の経過措置について教えてください(2)。

Answer :

2007年12月末に国务院が公布した国発[2007]39号通達(以下、39号)及び国発[2007]40号通達(以下、40号)に続き、先月末、財務部、国家税務総局は財税[2008]1号通達(以下、1号)、財税[2008]21号通達(以下、21号)及び国税発[2008]23号通達(以下、23号)を公布し、39号及び40号で明確にされていない一部の条項についての詳細な解説を行なっています。本号では、外国投資者への配当に対する所得税の源泉徴収、5年間の税率経過処置、再投資による税金還付、利息及びロイヤルティーに対する免税などについて解説致します。

1号

新旧企業所得税法の経過措置として、1号では、「2008年1月1日以前に帰属する累積未処分利益を2008年以降に外国投資者に配当する場合、企業所得税は免除される。2008年度及びそれ以降の年度に帰属する新たな利益を外国投資者に配当する場合は、法に基づき所得税が源泉徴収される。」と規定されています。

現在関連する政府機関は、申請及び審査手続について検討しており、それによって2007年度までに発生した未処分利益の金額については、上述の特別優遇政策が享受可能であると考えております。

21号

21号では、5年間の優遇税率の経過措置(即ち、2008年度より5年間で18%、20%、22%、24%と25%と段階的に法定税率の25%に移行する)と定期的な減免優遇制度を同時に享受できる、元の税率が15%の企業に対する所得税率の経過措置について解説されています。当該規定に基づくと、当年に実際に適用される税率に基づき算出した税額から半減されます。即ち、税率の半減期間において、2008年から適用される実際の税率は9%、10%、11%、12%及び12.5%となります。2012年以降は12.5%となります。

元の税率が24%或は33%で、定期的な減免優遇制度を引き続き享受できる企業の場合、2008年度及びそれ以降の年度は、一律25%の税率に基づき算出された納税額から半減されます。即ち、半減期間における実際の税率は12.5%となります。

23号

- 再投資による税金還付

23号第一条では、「外国投資者が外商投資企業から取得した税引後利益を当該外商企業へ直接に再



投資し、登録資本を増資する場合、或は、資本投資として新たな外商投資企業を設立する場合、2007年末までに再投資を完了させ、登録を変更又は新設すれば、再投資による税金還付手続きを行なうことができる。2007年度に帰属する配分予定利益（即ち期中段階での利益）を2007年末までに再投資する場合については、税金還付を受けることができない。」と規定されています。

よって、2007年末までに登録の変更又は新設を完了しているか否かにより、旧所得税法の下での再投資による税額還付優遇制度を享受できるかが決まります。2007年度の期中段階での利益での再投資は、当該税額還付制度は適用されません。

- 利息及びロイヤルティーに対する免税

当該規定の第二条では、「外国企業のノウハウの譲渡又は貸付の提供などによる利息やロイヤルティー所得に対し、その契約が2007年末までに締結されたもので旧所得税法の免税条件を満たしており、税務機関から免税の批准を受けていれば、契約の有効期間においては免税が継続される。但し、契約の延期、補足、条項の追加などに対しては適用されない。」と規定されています。

また、39号、40号及び1号で規定している優遇制度を除く、2008年1月1日以前に実施されていたその他の企業所得税の優遇制度は一律に廃止されることが、1号の中で明記されています。各地域及び各部門は、企業所得税の優遇制度を越権して制定することはできません。よって、今後、関連の政府機関が更なる優遇制度を打ち出さない限り、旧所得税法の下で採用されていた企業所得税の優遇制度は適用できなくなります。各企業の皆様には、自社に適用できる優遇制度を確認するため、今後の法規の更新に注意し、自社の状況を随時確認されることをお勧めします。

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

プライスウォーターハウスクーパース中国
中国日系業務担当パートナー 齊藤剛
中国上海市湖浜路 202 号普華永道中心 11 楼
Tel : 86+21-61238888
Fax : 86+21-61238800



人事: 変革期の中国における人事現場の課題と現状－雇用契約－

Pasona Group

本号では、本年1月1日より施行された労働契約法の影響が日系現地法人の雇用、雇用契約に及ぼしている影響を、パソナグループの福利調査から検証、課題を考察します。

【パソナ福利調査 2008】

調査実施日： 2007年11月～12月
 調査対象： 中国進出 日系企業
 調査方法： WEB アンケート調査
 有効回答： 全土 266社 (華東：168 華南： 89 華北：9)
 回答企業属性：
 進出形態 独資 69.2% 合弁 11.7% 駐在員事務所 17.3% その他 1.8%
 従業員数 20人未満 47.4% 21～50人 16.5% 51～100人 10.5% 101～200人 12.8%
 201人以上 10.5% NA 2.3%

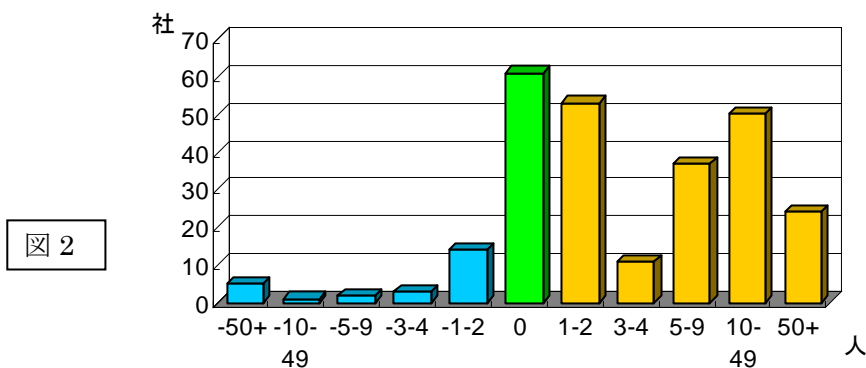
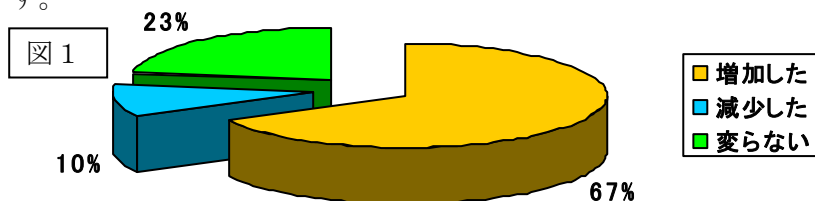
1、従業員数の増減

図1、2は過去1年の従業員数の増減、図3、4は今後1年間の従業員数の増減(人員計画)に関する回答です。

労働契約法の規定により、従業員の解雇が従来より難しくなるということが日系企業の間では大きな課題として議論され、従業員の採用に慎重な企業が増加することが考えられましたが、事業拡大の為の増員意欲が、雇用リスク増大に勝っているという状況が伺えます。

調査回答企業の47.4%が従業員20人未満の企業ですが、増員数の最大は10人～49人となっており、急速な規模拡大期にある企業が多いことが伺えます。(図2)

また、増値税の還付率見直しや、移転価格税制強化により、華南地区における委託加工業の縮小が懸念されましたが、華南地区では従業員数増加企業が71.91%と華東地区(66.07%)を上回る結果となりました。華南地区の内販型事業会社の拡大の影響も大きいと考えられます。





過去1年の実績より、今後1年の増員予定企業が多く、特に、華東地区は増員予定企業が72%と増加しています。過去1年の減員企業の中には、採用意向はあるものの、人員確保ができなかった企業が含まれるものと考えられます。

業種別では、サービス（サンプル数10）、土木建築（サンプル数2）、自動車関連（サンプル数30）、消費財（サンプル数8）で増員予定企業が高い比率となっています。（図4）

図3

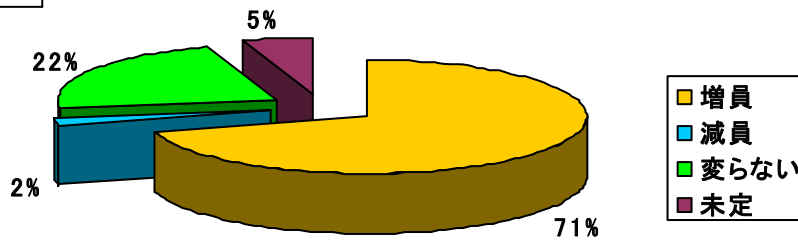
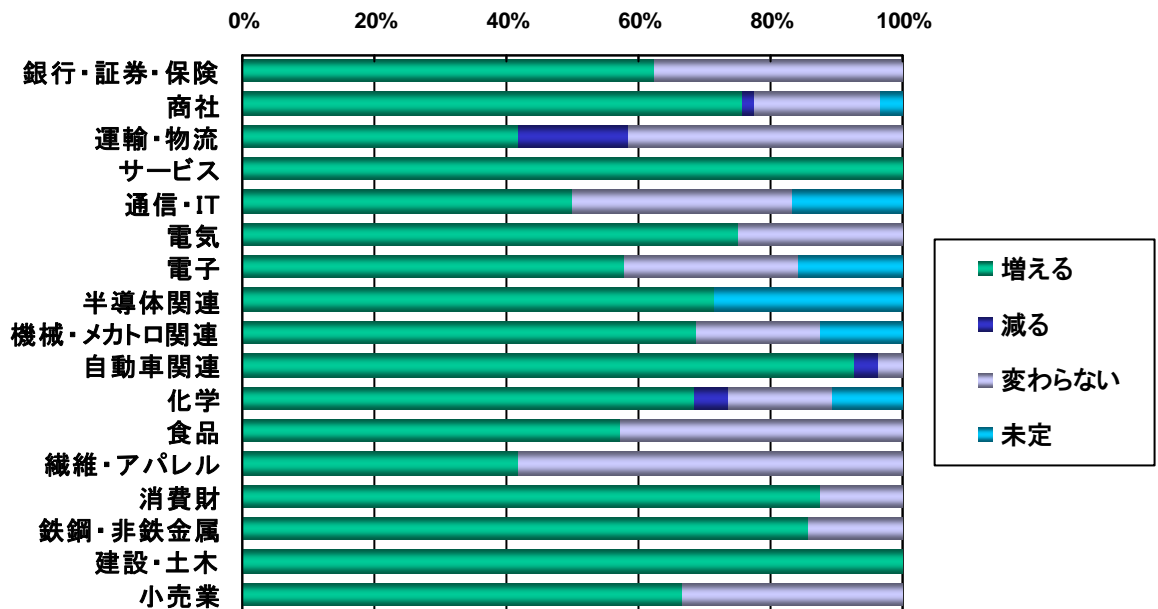


図4



2、雇用契約

中国では、改革開放に伴い、中国人従業員雇用権のない外資独資企業、駐在員事務所における従業員確保の為、1984年から派遣（＝間接雇用）が始まりました。現在では、全ての外資法人において直接雇用が認められています。

図5は2007年調査と2008年調査の雇用形態の比較です。

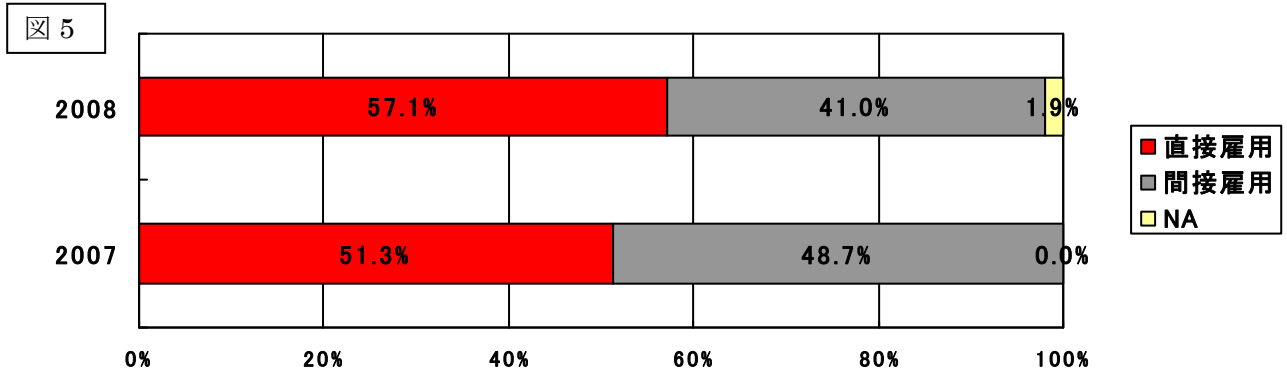
従来、解雇リスク回避は、派遣の大きなメリットであった為、労働契約法の施行に伴う雇用リスク軽減の為、間接雇用へ移行する企業が増加するという見方もありましたが、今回の調査では、直接雇用の比率が昨年調査より増加するという結果となりました。

- 企業規模の拡大に伴い、人事管理体制の整備が促進され、派遣会社への管理費を削減することが可能となった。



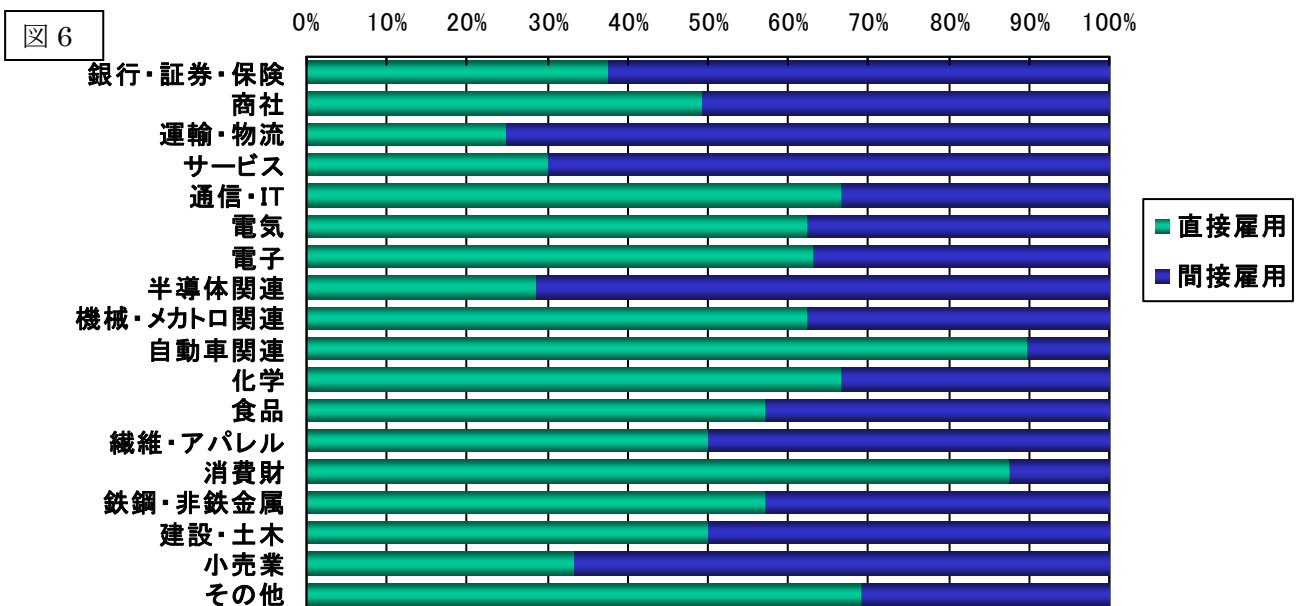
- 人事評価制度やインセンティブ制度等の導入促進、雇用形態の多様化(多国籍人材の活用、グローバル人事制度の導入等)に伴い、人事管理の裁量自由度がより高い直接雇用を選択する。

などが直接雇用を選択する理由として挙げられています。



製造業において直接雇用の比率が高いものの、金融、商社等でも規模の拡大とともに直接雇用へ移行する企業が見られます。

間接雇用の比率が高い業種は、運輸・物流、半導体関連、サービス、小売業という結果となりました。(図6)



地域別では、華南地区では直接雇用が73%を占めましたが、華東地区では、直接雇用と間接雇用がほぼ同率という結果でした。

従業員規模の大きい製造業では直接雇用、比較的従業員規模が小さく、ホワイトカラーの比率が高い営業系、サービス系法人では間接雇用が主流という従来の構図は、中国における日系企業の業態の転換にともない転換期にあります。



また、雇用契約期間は長期化の傾向が見られます。従来 1 年毎の契約更新が主流でしたが、採用時に 2 年～3 年の雇用契約を締結するケースが増加しています。間接雇用では 2 年の契約を締結するケースが増加しています。

労働契約法の細則の確定により、現在の中国市場の消費市場化に対応する業態における、派遣（＝間接雇用）の役割、活用の方向性が定まるものと考えられます。中国事業における効率的な人員確保と管理の為の雇用契約・形態の選択は、今後の人事の大きな課題となるものと思われます。

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

中国： パソナ上海

上海市淮海中路 222 号力宝広場 910 室 〒200021 TEL：86-21-5382-8210 FAX：86-21-5382-8219

E-mail：pasona@pasona.com.cn

パソナ広州

広州市天河北路 233 号中信広場写字楼 1416 号室 〒510613 TEL：86-20-3891-1701 FAX：86-20-3891-1702

E-mail：jsgz@pasona.com.cn

パソナ北京

北京市東城区東長安街 1 号東方広場西 1 弁公楼 603B 室 TEL：86-10-8518-7172 FAX：86-10-8518-7173

E-mail：bei.jing@pasona.com.cn

日本： 株式会社 パソナグローバル

東京都千代田区大手町 2-1-1 大手町野村ビル TEL：03-6214-1571 FAX：03-5200-3077

E-mail：info@pasona-global.com



MUFG中国ネットワーク



| 拠 点 | 住 所 | 電 話 |
|----------------------|---|--------------------------------------|
| 北京支店 | 北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2樓 | 86-10-6590-8888 |
| 天津支店 天津濱海出張所 | 天津市南京路75号 天津国際大廈21樓 天津市天津經濟技術開發区第三大街51号 濱海金融街西区2号楼A座3階 | 86-22-2311-0088 86-22-5982-8855 |
| 大連支店 大連經濟技術開發区出張所 | 大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11樓 大連市大連經濟技術開發区金馬路138号 古耕国際商務大廈18階 | 86-411-8360-6000 86-411-8793-5300 |
| 無錫支店 | 江蘇省無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10樓 | 86-510-8521-1818 |
| 上海支店 | 上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯豐大廈20階 | 86-21-6888-1666 |
| 深圳支店 | 深圳市羅湖区建設路2022号 深圳国際金融大廈16樓 | 86-755-8222-3060 |
| 広州支店 | 広東省広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 | 86-20-8550-6688 |

三菱東京UFJ銀行

| | | |
|----------|--|-----------------|
| 成都駐在員事務所 | 四川省成都市總府街31号 成都總府皇冠假日酒店(ホリデイイカウソフザ)2617号室 | 86-28-8674-5575 |
| 瀋陽駐在員事務所 | 遼寧省瀋陽市瀋河区悦賓街1号 方園大廈7階705号 | 86-24-2250-5599 |
| 香港支店 | 8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong | 852-2823-6666 |
| 九龍支店 | 15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong | 852-2315-4333 |
| 台北支店 | 台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階 | 886-2-2514-0598 |

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

| | | |
|----------------|---------------------------|-----------------|
| 三菱日聯諮詢(上海)有限公司 | 上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯豐大廈23階 | 86-21-5888-3590 |
|----------------|---------------------------|-----------------|

【本邦におけるご照会先】

国際業務部 中国業務支援室

東京：03-5252-1648（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0944（代表）

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザー事業部 中国グループ 情報開発チーム

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませ、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。